別表（第２条、第５条第１項、第８条第１項、第１２条第２項、第１３条第３項関係）

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体支援課	1　森林組合組織・経営基盤強化総合対策事業	系統体制支援事業 森林組合役職員の資質向上や地域森林管理の効率化等のための研修及び森林組合に対して行う以下の指導助言に要する経費 ① 財務基盤の整備強化に向けた取組みに対する専門家派遣による指導助言 ② 労働安全確保に向けた取組みに対する専門家派遣による指導助言	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県森林組合連合会	2分の1以内	1　補助金額の増減 2　事業内容の主要な部分の変更	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2　赤潮特約掛金補助事業	赤潮特約に係る純共済掛金の一部	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業共済組合	3分の1相当額（掛金に対する国からの補助を控除した額）	赤潮特約契約者の変更	有（第9条第2項第2号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	3　漁業共済危機管理対応力強化事業（漁業共済掛金補助事業）	漁獲共済及び養殖共済に係る純共済掛金について、市町が国庫補助の10%相当を補助する場合の当該補助額の一部 ※資源管理・漁業経営安定対策（漁業収入安定対策事業）に加入することを条件とする。	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	市町補助額の2分の1以内	漁獲共済及び養殖共済加入者の変更	有（第9条第2項第2号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体支援課	4　水産団体経営安定総合対策事業（経営基盤改善支援事業）	経営不振漁協に対し、適正な財務処理の実施のほか、経営改善計画等の策定支援を税理士等に依頼する場合に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	沿海漁業協同組合	定額（上限700千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5　漁業共済危機管理対応力強化事業（漁業共済加入強化補助事業）	漁業災害補償法に基づく漁業共済加入促進に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業共済組合	定額（上限546千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の30%を超える増減	有（第9条第2項第1号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
団体支援課	6　収入保険加入緊急支援事業	熊本県農業共済組合が農業経営収入保険の加入者（※）に対する保険料又は付加保険料の助成事業を実施するために必要な経費、若しくは、当該経費に対して補助をする場合における当該補助に要する経費 ※翌年以降も継続して加入することを、書面で確約した者に限る。 ①　新規加入者が負担する保険料に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ②　熊本県農業共済組合と集団加入に関する協定を締結した組織において、ア又はイに掲げる全ての要件を満たす者が加入する場合に、加入者が負担する付加保険料（補償金額割に限る。）に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県農業共済組合 【事業主体】 熊本県農業共済組合、農業者	①補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内（法人格を有しない者：上限6万円、法人格を有する者：上限25万円）を限度とする ②補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内（法人格を有しない者：上限1万円、法人格を有する者：上限5万円）を限度とする	事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
団体支援課	6　収入保険加入緊急支援事業	ア　施設園芸農業 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、施設園芸農業（野菜・花きに限る。）を営んでいること。 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において、園芸施設共済に加入していること。 ・園芸施設共済に加入している園芸施設内の農作物による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記３点を満たす者が５経営体以上加入すること。 イ　果樹農業 ・加入する収入保険の保険期間の開始日において果樹農業（栽培面積が 10a 以上又は基準収入の 80%以上の場合に限る。）を営んでいること。 ・果樹農業による収入について、収入保険の補償対象としていること。 ・上記２点を満たす者が５経営体以上加入すること。 ③　熊本県農業共済組合が上記①～②を実施するために必要な事務に要する経費			③定額 （上限 180 円／件）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
団体支援課	7　収入保険普及啓発強化事業	熊本県農業共済組合が実施する農業経営収入保険の加入推進に係る普及啓発活動のうち、次の取組みに要する経費 ・チラシの作成配布 ・ラジオCM、YouTubeCM等による周知活動 ・動画コンテンツの制作 ・普及啓発資材の製作 ・その他必要と認める経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業共済組合	2分の1以内（上限1,000千円）	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
団体支援課	8　水産団体体制整備支援事業（自立漁協構築支援事業）	①最終事業年度末時点の正組合員数が 40 人以上の漁協を１つ以上含めて合併又は事業統合を検討する漁協に対し、経営診断等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費 ②収益強化や経営効率化について検討する漁協に対し、経営改善計画等を中小企業診断士等に依頼する場合に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	沿海漁業協同組合	次の①及び②の合計上限額 1,000 千円 ①2 分の 1 以内(1 グループ当たり 500 千円まで) ②2 分の 1 以内（1 漁協当たり 250 千円まで。ただし、複数の事務所で検討対象となる事業を実施又は計画している漁協に対しては、1 漁協当たり 500 千円まで。）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
	9　熊本県漁業協同組合連合会補助	漁協等指導育成強化に要する経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	熊本県漁業協同組合連合会	定額（上限 608 千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の 30%を超える増減	有 （第 9 条第 2 項第 1 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
食のみやこ推進局付	1　熊本県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業	県民への「食」の理解醸成及び県内外への消費拡大を目的とした「食のみやこ熊本県」のPRイベントの開催等に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限44,443千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2　熊本の食の魅力発信・需要拡大事業	県内外への認知度向上及び販路拡大を目的とした、熊本空港等における熊本の「食」の魅力のPRやフェアの実施に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限15,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	3　熊本の食EC販路拡大緊急支援事業	ECサイトを活用した県産品の販路拡大支援やWEB物産展の実施に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限30,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	1　農林畜水産加工整備事業	6 次産業化等に取組む農林畜水産業者等が開発した6次化商品の量産に取組む際に必要となる加工機器等の導入経費（1台あたり税込1,000千円以下のものに限る）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	・農林畜水産業者（※1）3戸以上で構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合出資法人等 ※1：農林畜水産業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者。 ※2：ただし、令和2年度以降の熊本県農産物加工コンクール入賞者も、これに該当するものとみなす。	2分の1以内	事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	2　６次産業化加速化支援事業	新たに６次産業化に取り組むための商品開発に必要な経費 （１）試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケージ・ラベル製作費等 （２）食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農林畜水産業者、３戸以上で構成する団体・法人（農林畜水産業者が主たる構成員であり、中小企業基本法第２条第５項に該当する事業者） ※アグリビジネスセンター等公的機関の支援を受けながら、新たに商品開発に取り組む者に限る。	定額（上限200千円）	事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	3　地域資源活用価値創出対策事業	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領に基づき実施する以下の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）地域資源活用・地域連携推進支援事業 ア　新商品開発・販路開拓の実施 イ　直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 ウ　多様な地域資源を新分野で活用する取組 エ　多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 （2）地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型） ア　農林畜水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）ア～オ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林畜水産業者等、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農林畜水産業者団体、農商工等連携事業計画認定を受けた農林畜水産業者団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする （1）エ 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の上限は500万円を上限とする （2）ア 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内（中山間地農業ルネッサンス事業又は市町村戦略に基づく取組事業又は障害者等を雇用することが確実である事業については2分の1以内）を限度とする	（1）～（2） 1　事業主体（名称）の変更 2　事業新設又は廃止 3　交付対象経費の減額（補助対象経費(1)不用額の発生が確実である場合に限る） 4　事業実施場所の変更（補助対象経費(2)に限る） 5　事業費の3割以上の増減(補助対象経費(2)に限る）	無	要	[状況報告] 12月31日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができる。） [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	4　農産物安定輸送調査事業	農産物の安定輸送を確保するための検討･調査に係る経費 （1）輸送試験費（新たな輸送手段の試験に必要な資材購入や機器レンタルに係る経費を含む） （2）輸送試験に係る調査者の旅費 （3）先進事例視察や市場関係者との協議のための旅費 （4）その他事業に必要と認められた経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議会	①2分の1以内 （上限300千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5　フードバリューチェーン構築推進事業	フードバリューチェーン構築に向けた輸送効率や生産性の向上､その他付加価値の最適化につながる以下の取組みに要する経費 ①地域物流課題解決に向けた検討・協議 ②機器の再配置等 ③機材（リース含む）の導入等 ④その他事業に必要と認められた経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農産物選果場､農産加工施設､直売所等	①④定額 ②③2分の1以内 （上限1,000千円）	1　事業費の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	6　熊本県地域未来投資促進事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの （1）施設・設備等の整備・導入 （2）機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7　卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内（上限1,000千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8　卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	市場流通の現状把握や取引の効率化に要する技術・資質の高度化に向けた研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸市場連合会	定額（上限500千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	9　参入企業スタートアップ支援事業	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費（人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修）除く （1）作物導入に係る経費 （2）加工品開発に係る経費 （3）簡易な土地基盤整備に係る経費 （4）販路開拓に係る経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等（参入後３年以内）	（1）～（3） 3分の1以内※県南市町村（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）は2分の1以内（上限500万円～1,000万円） （4）上限20万円（補助率は上記と同じ）	1　事業主体の変更 2　事業種目の新設又は廃止 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10　参入企業ステップアップ支援事業	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する６次化産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入、付帯工事に要する経費 （1）加工施設・機械(併設される加工品販売用施設も含む) （2）集出荷貯蔵施設・機械	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	企業等	農地所有適格法人は2分の1以内 それ以外の場合は3分の1以内 ※県南市町村（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）は2分の1以内	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える増減（ただし入札による減は除く）	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	11　「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業	（１）コンソーシアム推進事業 「食のみやこ熊本県」の創造に資する食の高付加価値化、ブランド化･PR 活動等のコンソーシアムの活動に要する費用（会議の開催、先進地の視察、構成員間の連携活動、新商品開発、販路拡大、PR 活動、事例調査等） （２）コンソーシアム整備事業 コンソーシアム全体で取組む農林畜水産物のブランド化や高付加価値化の拠点となる施設整備や機械導入への支援（加工施設、販売施設、飲食施設、農林畜水産物を活用した観光拠点等で必要となる施設･設備の整備、機械の導入等）	（１） 4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日 （２） 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（１）、（２） 【補助事業者】 市町村 コンソーシアム等 【事業主体】 コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）と市町村等の行政機関を必須の構成員とする３者以上の役割の異なる者が参画していること）	（１）2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。 （２）2 分の 1 以内【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする。	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施場所の変更 3　事業主体及び取組主体の変更 4　事業主体における事業費の 30%を超える増減	（１） 有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当） （２） 無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	12　食のみやこ食材ＰＲ推進事業	県産農林畜水産物の消費拡大・販路開拓を図るために実施する事業に係る以下の経費 （１）会場関連費 （２）講師派遣等に係る人件費 （３）広報・宣伝・PR 費 （４）物品・サンプル費 （５）食材送付等に係る輸送費 （６）その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社博多大丸	定額（上限 13,000 千円）	１　事業費の 30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、賃上げ環境の整備やコスト高対策並びに高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの （１）施設・設備等の整備・導入 （２）機械・備品等の購入	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、対象は、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	2分の1以内	１　事業種目の新設又は廃止 ２　事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	14　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（販路拡大支援事業）	県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大等を目的とした「くまもと県南フードバレー」に関する取組みに要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限30,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（人材育成事業）	県南地域における若手経営者等の人材育成を目的としたセミナー等の開催に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限6,600千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（選ばれる商品創出支援事業）	県南地域のポテンシャルを引き出し、消費者から選ばれる商品を創出するために実施する、販路拡大並びに商品開発及びブラッシュアップ支援に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限12,500千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	17　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（食体験受入体制整備事業）	県南地域における農林畜水産業者や加工業者による食体験受入体制整備に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限 3,400千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	18　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（県南地域フードバレー機運醸成事業）	県南地域におけるフードバレーの機運醸成のためのイベント実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限30,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	19　くまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業（県南経済界フェア等助成事業）	県南の経済団体等が行うフェア等への助成に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体	定額（上限 8,000千円）	1　事業の中止 2　事業主体の変更 3　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	20　くまもとの食付加価値緊急向上事業	（１）食味向上等支援事業（ソフト） 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を主原料とした加工食品等の付加価値を高めるために行う化学分析、官能評価等に要する経費 （２）食味向上等支援事業（ハード） 県産農林畜水産物及び県産農林畜水産物を主原料とした加工品の付加価値を高めるため、自ら化学分析等を行う際に必要となる分析機器の導入に要する経費 （３）伝統製法食品支援事業 地域の食文化を核とする伝統的な製法で製造を行う食品事業者等の製造法への理解醸成や製品のＰＲ等の取組みに要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	（１）、（２） 県内に本拠地を有する 農業協同組合連合会 農業協同組合 農林畜水産業者 農林畜水産業者が組織する団体 農事組合法人 農地所有適格法人 食品関連事業者　等 （３） 食関連事業者等で組織する団体	（１）2分の1以内 （２）2分の1以内 （３）定額（上限1,000千円）	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体及び取組主体の変更 ３　事業主体における事業費の30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	21　県外実需者マッチング食のみやこ推進事業	県産農林畜水産物の販路拡大・消費拡大を図るため、食のエキスパートと連携し、県外実需者（シェフ、バイヤー、大手食品企業等）と県内生産者のマッチングなど販路拡大の取組みに要する以下の経費 （１）マッチング体制構築費 （２）マッチングイベント開催関連費 （３）広報・宣伝費 （４）人件費・専門家謝金 （５）その他、事業目的の達成に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	民間事業者等（共同申請可）	定額（上限8,536千円）	１　事業費の30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	22　社員食堂における県産食材緊急消費拡大事業	企業の社員食堂等が県産食材を使用したメニュー等を提供する熊本フェアの支援に要する経費（県産品ＰＲ、広報、効果分析、企業との連携等）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額（上限 6,500千円）	1　事業費の 30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	23　料理人と連携した県産食材消費拡大緊急支援事業	「食」への意識が高い消費者等を対象とした県産食材消費拡大イベントの開催に要する経費（イベント企画、開催等）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	コンソーシアム （農林畜水産業者（農業協同組合等の生産者が組織する団体を含む）、県観光連盟、県内の料理人を必須の構成員とする）	定額（上限 8,249千円）	1　事業費の 30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	24　食関連企業の農業参入緊急支援事業	農業参入した食関連企業の作物等導入に係る営農用機械等の取得・改修経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	R5 年度以降に新規参入した食関連企業	2分の1以内 ただし、県南地域（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）に参入した企業については3分の2以内 （上限 25,000 千円）	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体及び取組主体の変更 3　事業主体における事業費の 30％を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	25　地域内流通体制構築支援事業	・県内流通体制の構築に向けた実証試験に要する経費（機器、輸送用パレット等のリース費、使用料、事務調整、会議等に係る費用、旅費、会場借り上げ費　等） ・流通体制構築や販路拡大等に係るアドバイザー、専門家等の派遣に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	県内での農林畜水産物等の販売量の拡大に取組んでいる協議会等に参画している、農業団体・直売所等	定額（上限200千円）／事業者	1　事業費の30％を超える増減 2　事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	26　被災地産品流通体制構築支援事業	被災地産農林畜水産物の販路確保、流通体制構築及び販売促進を図るために実施する事業に係る以下の経費 （１）販路開拓・マッチングに要する経費 （２）輸送、集荷、配送その他流通調整に要する経費 （３）販売所等でのフェア開催及び復興支援イベント等への出展に要する経費 （４）広報、宣伝、ＰＲに要する経費 （５）その他事業目的の達成に必要な経費	令和８年７月28日から事業完了の日又は３月31日まで	民間事業者等（共同申請可）	定額（上限10,000千円）	１　事業費の30％を超える増減 ２　事業の中止又は廃止	有 （第９条第２項第２号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	27　卸売市場施設災害復旧事業	令和 8 年熊本地震により被災した卸売市場の以下施設の復旧（解体・廃棄、整地を含む）に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）売場施設 （2）貯蔵・保管施設 （3）駐車施設 （4）構内舗装 （5）搬送施設 （6）衛生施設 （7）食肉関連施設 （8）情報処理施設 （9）市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設 (13) 附帯施設 (14) 上記施設の施設内容に準ずる施設	令和 8 年 7 月 28 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 対象地域において被災した卸売市場の以下の者 （1）開設者である地方公共団体又は法人 （2）卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会 （3）卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者	12 分の 5 以内。但し、地方卸売市場における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、4 分の 3 以内とする。	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　成果目標の変更 4　事業の新設又は廃止 5　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減 6　工事費から工事雑費への流用	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通アグリビジネス課	28　熊本地震６次産業化施設復旧等事業	「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記２－３第14に基づき定める熊本地震６次産業化施設復旧等事業の運用（８農振第1546号令和８年８月27日農林水産省農村振興局長通知）」の第２で定める施設のうち、令和８年度熊本地震で被災した施設の復旧等に係る経費 ただし、一箇所又は一施設の工事の費用が40万円以上のものに限る	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 左記対象施設を所有する農林畜水産業者のうち、令和８年度熊本地震で被災した者	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の６以内を限度とする	１　事業主体（名称）の変更 ２　事業新設又は廃止 ３　事業実施場所の変更 ４　事業費の３割以上の増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	1　熊本県環境保全型農業直接支払事業	1　環境保全型農業直接支払交付金 農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を５割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組むために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者団体等	100分の75以内	1　事業の中止又は廃止 2　事業費の増 3　事業費の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業） 活動組織への取組支援及び適切な履行確認の実施に必要な経費 （1）法第６条第１項の規定に基づく促進計画の策定 （2）指導・推進 （3）実施状況の確認 （4）その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	2　地下水と土を育む農業育成事業	「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく農業者等の取組支援に要する経費	4月1日から3月31日まで ただし、2（2）は、交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで			事業費の30%を超える増減（ただし、「1　適正施肥推進」に係る増減及び入札による減を除く）	有 （第9条第2項第3号該当） ただし、2（2）は無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1　適正施肥推進 農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費		市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等	2分の1以内（上限1千円/診断1件。ただしCEC及び腐植を測定する場合は上限1,500円/診断1件）					
		2　くまもとグリーン農業生産拡大支援 （1）推進事業 ①技術導入検討会の開催、有機JAS認証取得、消費者との交流会、国際水準ＧＡＰ認証の更新（団体のみ）等に要する経費 ②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費 ③マークを活用した農産物の店舗等におけるPRに関する資材等作成に要する経費 （2）技術導入支援 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費　等		市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、ＮＰＯ法人、物産館、直売所　等	2の（1）①、② 2分の1以内 2の（1）③ 定額（上限50万円） 2の（2） 3分の1以内又は2分の1以内					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	3　国際水準ＧＡＰ認証取得支援事業	「国際水準ＧＡＰ」認証取得（新規・更新）に取組む農業の専門学科を有する教育機関及び「国際水準ＧＡＰ」認証取得（新規）に取組む農業者等への取組支援に要する経費 対象ＧＡＰ：①ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．、②ＡＳＩＡＧＡＰ、③ＪＧＡＰ ※ＡＳＩＡＧＡＰは、農業教育機関の維持審査のみ対象 1　認証審査支援 上記ＧＡＰの認証審査費用及び審査員旅費 2　研修・指導受講支援 上記ＧＡＰ認証取得に必要な研修・指導受講費及び講師旅費 3　環境整備支援 上記ＧＡＰ認証取得に必要な環境整備等に係る経費 ・ＩＣＴを活用した情報システム利用 ・分析・調査の実施 ・設備の改修資材の導入の取組み	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業の専門学科を有する教育機関、実需者と結びついた産地形成に取組む農業者等の組織する団体	定額（ただし農林水産部長が別に定める上限の範囲内）	事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	食料･農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1　有機農業拠点創出・拡大加速化事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という）の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 （1）有機農業実施計画の策定 （2）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （3）飛躍的な拡大産地の創出		市町村、市町村が参画する協議会	定額 （上限:(1),(3)1,000万円、(2)800万円(2年目)、600万円(3年目)） また、(1)，(2)で消費地との連携の取組みを実施する場合の金額に200万円加算 ただし、機械の購入及びリース費に係る経費のみ2分の1以内	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（3）の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	2-1　有機転換推進事業（転換支援事業） 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費	4 月 7 日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者、農業者の組織する団体	定額（２万円/10a 以内）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2-2　有機転換推進事業（転換支援円滑化事業） 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村	定額 （上限：2-1 で申請のあった額の 1 割以内）		無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	3　グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術、気象変動に対応する技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 （1）検討会の開催 （2）グリーンな栽培体系の検証 （3）グリーンな栽培マニュアルの作成 （4）産地戦略の策定 （5）情報発信 （6）消費者理解の醸成の取組 （7）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	協議会、市町村、農業協同組合	（1）～（6）定額（上限 300 万円/地区、うち（6）は上限 30 万円） ただし、以下の①又は②の場合は上限 360 万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積の拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減に資する技術 ・気象変動適応技術 （7）2 分の 1 以内（上限：1,000 万円） スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実な場合、（1）～（6）に上限 100 万円/地区を追加する。	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減 4　(1) ～ (6) と (7) の経費の相互間における 30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	4　省エネルギー型ハウス転換事業 Ａ重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸におい て、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系（以下「省エネルギー型ハウス」という。）への転換 に向けた取組に要する経費 （１）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 （２）省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組 ア　検討会の開催 イ　省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証 ウ　省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等 エ　環境影響評価の実施 オ　横展開の取組 ※（２）を実施する場合、ア、イ、エ、オの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	農業者等及び県等を含む協議会、市町村、農業協同組合	定額（上限：（１）1,500 万円、（２）2,500 万円（うちウ 2,000 万円、オ 500 万円）） ただし、（２）ウは 2 分の１以内	１　事業の新設又は廃止 ２　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 ３　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減 ４　（１）～（２）の経費の相互間における 30%を超える経費増減	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	5―1　バイオマスの地産地消（推進事業） エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 （1）事業化の推進 （2）効果促進対策 ア　調査・検討・実証 イ　実証のための設備導入 （3）バイオ液肥散布車等の導入 （4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、民間団体等	（1）2分の1以内（上限500万円） （2）ア 定額（上限500万円）、イ 2分の1以内 （3）2分の1以内 （4）定額（上限500万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（4）の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5－2バイオマスの地産地消（整備事業） エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 （1）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） （2）地域資源循環の高度化 （3）バイオマス新技術活用モデルの構築			2分の1以内 ただし、（1）及び（2）は上限3億円、（3）は上限5,000万円	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（3）の経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	6　みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第１項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）又は法第 21 条第１項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農林漁業者（みどり認定者）が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 （１）機械導入事業（推進事業） （２）施設整備事業（整備事業）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	○初めて認定を受けた特定計画認定者 ○初めて認定を受けたみどり計画認定者のうち、以下のア、イを満たすもの ア　有機農業面積（成果目標） ・稲：4ha ・麦・大豆・雑穀：2ha ・いも類、露地野菜：1ha ・茶：1ha ・果樹：0.5ha ・施設園芸：0.5ha イ　市町村域を超えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取組む目標を設定する。 ○初めて認定を受けた特定計画において、関連措置事業者に位置付けられた事業者	２分の１以内（上限：（１）200 万円、（２）1,000 万円） ただし、総事業費が 100 万円以上のものに限る。 また、複数名で１つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、 （１）人数に応じ 200 万円を乗じた額（上限:1,000 万円） （２）人数に応じ 1,000 万円を乗じた額（上限:2,000 万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減 4　（１）～（２）の経費の相互間における 30%を超える増減 5　事業実施場所の変更	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	7－1　地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電や次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組等に要する経費 （1）農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり ア　推進会議の開催 イ　課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ウ　営農型太陽光発電設備の導入 （2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ア　バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 イ　未利用資源の混合利用促進 （3）次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ア　推進会議の開催 イ　課題解決に向けた調査等 ウ　次世代型太陽電池の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）協議会（農業者、発電事業者及び県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体（農事組合法人等）が必須構成員） （2）地方公共団体又は民間団体等 （3）協議会（農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有するもの及び県・市町村・農業委員会又は地域の農林水産業者の組織する団体（農事組合法人等）が必須構成員）	（1）ア及びイ：定額（機械の賃借等に係る経費は2分の1以内、上限200万円。ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画を作成している又は事業実施年度末までに作成が見込まれる場合、上限1,000万円） （1）ウ:2分の1以内（上限800万円） （2）定額（アのみ上限500万円） （3）ア及びイ：定額（機械の賃借に係る経費は2分の1） （3）ウ：2分の1以内 （3）の上限は合計で1,700万円	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	7－2　地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）に基づき行う施設整備等に要する経費 （1）再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入 （2）営農型太陽光発電設備の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、地域公共団体又は民間団体等	2分の1以内（上限2億3,000万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	4　みどりの食料システム戦略地域支援事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）	8　農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 　農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域を形成することを目的とし、都道府県・市町村協議会等が行う、農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発及び紙マルチ、生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組に資する経費 （1）推進会議の開催 （2）課題解決に向けた実証等 ア　新たなリサイクル技術の実証 イ　回収システムの実証 ウ　排出抑制に資する資材への転換 エ　排出抑制のための普及啓発 （1）及び（2）ア又はイの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	農業由来の廃プラスチック処理に係る県協議会、市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会等	定額（上限：（2）ア 800 万円、（2）イ 150 万円、（2）ウ又はエ 300 万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える 4　経費の相互間における 30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	5　くまもと土づくり展開事業（産地生産基盤パワーアップ事業全国的な土づくりの展開）	土づくりの展開を図るため、堆肥、土壌改良資材及び緑肥等（以下「堆肥等」という。）を実証的に活用するための経費 1　土壌分析に必要な検体採取費用、分析費及び分析委託費 2　堆肥等の購入費、運搬費、保管費及び散布費 3　堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から３月３１日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	定額（ただし、10ａ当たり 30 千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は 10ａ当たり 35 千円）を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の 1/2 以内を加算する。	1　事業主体の変更 2　施行箇所又は設置場所の変更 3　事業の中止又は廃止 4　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 5　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	6　スマート農業導入拡大支援事業	スマート農業機械の利用体験事業 　スマート農業技術の活用を促進するため、農業者等がスマート農業機械等をリース・レンタルし、スマート農業の利便性を体験するために必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業法人、農業者の組織する団体（構成員３戸以上）、農業協同組合、市町村等	定額（上限300千円）	1　事業主体の変更 2　事業内容取組の新設又は廃止 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	7　スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業）（R7経済対策）	サービスの提供範囲が概ね県域の農業支援サービス事業体等が行う以下の取組みに要する経費 1　立上げ・事業拡大の取組 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大等に取り組む場合に必要な以下の取組に要する経費 (1)サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施 (2)サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施 (3)サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 (4)サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 (5)サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 (6)本事業の実施に係る検討会の開催 2　スマート農業機械等の導入 サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1　農業支援サービス事業者等 ※農業支援サービス事業体は必須 2　農業支援サービス事業者	1　定額（上限1,500万円、ただし、事業実施主体が、スマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：3,000万円） 2　2分の1以内 （上限1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合：3,000万円、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合：5,000万円）	1　事業内容取組の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	8　スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業） （R7 経済対策）	県域で事業を実施する取組主体が労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行う産地の取組に要する経費 1 事業費 (1) 産地が策定する産地スマート計画に参加する農業者等による農業機械の導入等 (2) 1の農業機械の導入等に係る以下の関連経費 ① 人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や機械の効率的な利用に必要な経費 ② 畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等、機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第８条第３項に規定する認定生産方式革新事業者 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1)：2 分の 1 以内 (2)①：定額（上限 1,500 万円） (2)②：2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額（上記の補助率及び補助額と同じ）を限度とする	1　事業主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金等の増 4　事業費又は国庫補助金等の 30％を超える減 5　1 事業費から 2 推進事務費への経費の増	無	要	〔中間報告〕 12 月 31 日	〔中間報告〕 1 月 15 日
									（ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2　推進事務費 地域協議会が 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域協議会	定額（事業費の 10％以内） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率（上記の補助率と同じ）を限度とする					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7 経済対策）	食料･農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費 1　有機農業拠点創出・拡大加速化事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 （1）　有機農業実施計画の策定 （2）　有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （3）飛躍的な拡大産地の創出	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村又は市町村が参画する協議会	定額 （上限:(1),(3)1,000 万円、(2) 800 万円(2 年目)、600 万円(3 年目)） また、(1)，(2)で消費地との連携の取組みを実施する場合上記の金額に 200 万円加算 ただし機械の購入及びリース費に係る経費のみ 2 分の 1 以内	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減 4　（1）～（3）の経費の相互間における 30%を超える経費配分の増減	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	2－1　有機転換推進事業（転換支援事業） 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費	令和8年1月8日（みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱改正日）から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者、農業者の組織する団体	定額（２万円/10a以内）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2－2　有機転換推進事業（転換支援円滑化事業） 2－1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額 （上限：2-1で申請のあった額の1割以内）		無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	3　グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術、気象変動に対応する技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 （1）検討会の開催 （2）グリーンな栽培体系の検証 （3）グリーンな栽培マニュアルの作成 （4）産地戦略の策定 （5）情報発信 （6）消費者理解の醸成 （7）グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	（1）～（6）定額（上限300万円/地区、うち（6）は上限30万円（継続事業に限る）） ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減 ・気象変動適応技術 （7）2分の1以内（上限1,000万円） スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に受けることが確実な場合、(1)～(6)の上限額に100万円追加する。	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（6）と（7）の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	4　省エネルギー型ハウス転換事業 Ａ重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸におい て、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系（以下「省エネルギー型ハウス」という。）への転換 に向けた取組に要する経費 （１）地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 （２）省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組 ア　検討会の開催 イ　省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証 ウ　省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等 エ　環境影響評価の実施 オ　横展開の取組 ※（２）を実施する場合、ア、イ、エ、オの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	農業者等及び県等を含む協議会、市町村、農業協同組合	定額（上限：（１）1,500 万円、（２）2,500 万円、（うちウ 2,000 万円、オ 500 万円）） ただし、（２）ウは 2 分の１以内	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の 30%を超える減 4　（１）～（２）の経費の相互間における 30%を超える経費増減	無	要	〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	5―1　バイオマスの地産地消（推進事業） エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 （1）事業化の推進 （2）効果促進対策 ア　調査・検討・実証 イ　実証のための設備導入 （3）バイオ液肥散布車等の導入 （4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	地方公共団体、民間団体等	（1）2分の1以内（上限500万円） （2）ア 定額（上限500万円）、イ 2分の1以内 （3）2分の1以内 （4）定額（上限500万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（4）の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5－2　バイオマスの地産地消（整備事業） エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 （1）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル） （2）地域資源循環の高度化 （3）バイオマス新技術活用モデル構築（スマート技術モデル）			2分の1以内 （上限：（1）及び（2）3億円、（3）5,000万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（3）の経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	6　みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農林漁業者（みどり認定者）が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 （1）機械導入事業（推進事業） （2）施設整備事業（整備事業）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	○初めて認定を受けた特定計画認定者 ○初めて認定を受けたみどり計画認定者のうち、以下のア、イを満たすもの ア　有機農業面積（成果目標） ・稲：4ha ・麦・大豆・雑穀：2ha ・いも類、露地野菜：1ha ・茶：1ha ・果樹：0.5ha ・施設園芸：0.5ha イ　市町村域を超えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取組む目標を設定する。 ○初めて認定を受けた特定計画において、関連措置事業者に位置付けられた事業者	2分の1以内（上限：（1）200万円、（2）1,000万円） ただし、総事業費が100万円以上のものに限る。 また、複数名で1つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、 （1）人数に応じ200万円を乗じた額（上限:1,000万円） （2）人数に応じ1,000万円を乗じた額（上限:2,000万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　（1）～（2）の経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	7－1　地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり、営農型太陽光発電や次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組み及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組み等に要する経費 （1）農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり ア　推進会議の開催 イ　課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ウ　営農型太陽光発電設備の導入 （2）未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ア　バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 イ　未利用資源の混合利用促進 （3）次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ア　推進会議の開催 イ　課題解決に向けた調査等 ウ　次世代型太陽電池の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）協議会（農林漁業者、発電事業者、県・市町村・農業委員会又は、農林漁業者の組織する団体が必須構成員） （2）地域公共団体、民間団体等 （3）協議会（農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者、県・市町村・農業委員会又は地域の農林漁業者の組織する団体が必須構成員）	（1）ア及びイ：定額（機械の賃借等に係る経費は2分の1以内、上限200万円。ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画を作成している又は令和8年度末までの作成が見込まれる場合、上限1,000万円） （1）ウ:2分の1以内（上限800万円） （2）定額（（2）アのみ上限500万円） （3）ア及びイ：定額（機械の賃借に係る経費 2 分の1以内） （3）ウ：2分の1以内 （3）の上限は合計で1,700万円	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	7－2　地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）に基づき行う施設整備等に要する経費 （1）再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入 （2）営農型太陽光発電設備の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、地域公共団体又は民間団体等	2分の1以内（上限2億3,000万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	8　農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 　農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域を形成することを目的とし、都道府県・市町村協議会等が行う、農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発及び紙マルチ、生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組に資する経費 （1）推進会議の開催 （2）課題解決に向けた実証等 ア　新たなリサイクル技術の実証 イ　回収システムの実証 ウ　排出抑制に資する資材への転換 エ　排出抑制のための普及啓発 （1）及び（2）ア又はイの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業由来の廃プラスチック処理に係る県協議会、市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会等	定額（上限：（2）ア800万円、（2）イ150万円、（2）ウ又はエ300万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	9　みどりの食料システム戦略緊急支援事業（R7経済対策）	9　先進的有機農業拡大促進事業 有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保等の取組に資する経費 （1）スマート農機技術等を活用した有機農業の拡大 ア　スマート農業技術等に関する機械等の導入 イ　有機農業の拡大に向けた取組 （ア）資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置 （イ）その他有機農業の拡大に必要な取組 ※アの取組は必須 （2）有機農業拡大支援 ※（1）の取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1） 【補助事業者】 市町村、市町村を構成員とする協議会 【事業主体】 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会 （2） 市町村、市町村を構成員とする協議会	（1）ア 1/2以内、 （1）イ（ア） 1/2以内、 （1）イ（イ） 定額 （（1）上限5,000万円、うち（1）イ（ア）及び（イ）で上限400万円） 【事業主体への間接補助の場合】 ・補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る対象経費の補助率を限度とする。 （2）定額（上限：800万円）	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3　事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4　経費の相互間における30%を超える増減 5　事業実施場所の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	1　経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　経営所得安定対策等事業（2及び3の事業を除く） （1）　県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2）　市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する農業者の農地情報整理・申請事務支援等	4月1日から3月31日まで	（1）県段階 県農業再生協議会 （2）市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
									（ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　コメ新市場開拓等促進事業 （1）　県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2）　市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	（1）県段階 県農業再生協議会 （2）市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	1　経営所得安定対策等推進事業	3　畑作物産地形成促進事業 （1）　県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 （2）　市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する産地・実需協働プランの作成等	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	（1）県段階 県農業再生協議会 （2）市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費の 30%を超える減	有 （第9条第2項第 3 号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
									（ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	2　阿蘇火山等防災特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る洗浄施設等導入経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ・事業内容 洗浄施設（据置型、乗用型）の整備、さく井等の畑地かんがい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対象地域であって、火山の爆発による被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に達し、又は達するおそれがある地域。	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体等（受益者3戸以上）	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内（うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内）を限度とする	1　特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2113号） (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更(農業者が組織する団体にあっては、3者未満になった場合を含む。) (4)事業実施主体における事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2　農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2098号） (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	3　地域特産物産地づくり支援対策事業	たばこ産地支援事業 　熊本県たばこ耕作振興協議会が行う次の事業に必要な経費 （1）たばこ耕作振興協議会の開催 （2）地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 （3）表彰事業 （4）その他必要な事項	4月1日から3月31日まで	熊本県たばこ耕作振興協議会	定額（上限210千円）	事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	4　くまもと畳表価格安定対策事業	事業主体が 国の畳表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	7月1日から6月30日まで	熊本県い業生産販売振興協会	畳表 1 枚当たりの補助金額は以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格から最低基準価格の場合 (1)指定銘柄の場合｛(助成基準価格－平均取引価格)×80%－価格帯別助成単価｝×3/4 (2)一般品の場合｛(助成基準価格－平均取引価格)×60%－価格帯別助成単価｝×3/4 平均取引価格が最低基準価格以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごとに定められた額	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第 2 号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5　いぐさ産地復興総合支援事業	（1）いぐさ産地構造改革推進事業 「いぐさ・畳表の構造調整計画」に基づいて、農業団体等が行ういぐさ・畳表の生産、流通、消費拡大対策に係る推進事業に必要な経費 （2）いぐさ産地復興支援対策事業 令和７年８月豪雨からの産地復興に向けた畳文化発信と需要創出に係る事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県い業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会 八代地域農業協同組合 熊本県畳工業組合	2 分の 1 以内	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第 3 号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	6　野菜価格安定対策事業	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会が、対象野菜の価格が対象市場において著しく低落した場合に、補給金をその対象となる生産者に交付することを目的とした資金を造成するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	○指定野菜価格安定対策事業 ・重要野菜 100分の17.5 ・一般野菜 100分の20 ○契約指定野菜安定供給事業 100分の25 ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定野菜 100分の20 ・指定野菜 100分の25	資金造成計画の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	7　阿蘇火山防災園芸対策事業	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ※対象地域 本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画に位置付けられた地域であって火山の爆発による被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 （受益者3戸以上）	1　調査計画 6分の4以内 （うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内） 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内（うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内）を限度とする 2　施設整備 (1)一般地域 6分の4以内 （ただし、県補助率は6分の1以内、且つ市町村補助額以内） 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の6分の4以内（うち県費は6分の1以内、ただし市町村補助額以内）を限度とする	1　農村地域防災減災事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第1900号） (1)事業主体の変更 (2)事業実施区域の大幅な変更 (3)事業内容の変更 (4)事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 2　農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2115号） (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であって、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	7　阿蘇火山防災園芸対策事業				(2)中山間地域 100分の69.15以内（ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る） 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の100分の69.15以内（ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る）を限度とする ※中山間地域 過疎地域、振興山村、離島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は特別豪雪地帯をいう。	③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④その他①から③までに準ずる主要工事計画の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	8　強い農業づくり支援事業 【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金等のうち産地競争力の強化(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、スマート農業実践、環境保全、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用等）等を図るために行う次の取組に必要な経費､もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　整備事業 （1）耕種作物小規模土地基盤整備 ア　ほ場整備 イ　園地改良 ウ　優良品種系統等への改植・高接 エ　暗きょ施工 オ　土壌土層改良 （2）耕種作物産地基幹施設整備 ア　育苗施設 イ　乾燥調製施設 ウ　穀類乾燥調製貯蔵施設 エ　農産物処理加工施設 オ　集出荷貯蔵施設 カ　産地管理施設 キ　用土等供給施設 ク　農作物被害防止施設 ケ　生産技術高度化施設 コ　種子種苗生産関連施設 サ　有機物処理・利用施設 シ　油糧作物処理加工施設 ス　バイオディーゼル燃料製造供給施設 （3）農業廃棄物処理施設整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	(1) (2)～(8)以外の場合　100分の50以内 (2) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合　100分の40以内 (3) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合　100分の40以内 (4) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合　30分の10以内 (5) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合　30分の10以内 (6)野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合　30分の10以内 (7) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合　30分の10以内 (8)大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合　30分の10以内 (9)(1)～(8)のうち、受益が1経営体（法人）に限定される場合（協業経営を除く）　100分の30以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(9)の補助率と同じ)を限度とする	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　成果目標の変更 4　事業の新設又は廃止 5　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6　工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日
		2　附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	100分の50以内				（ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	9　産地パワーアップ事業	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた総合的推進（水田、畑作、野菜、果樹、花き等）を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 Ⅰ　整備事業 （1）育苗施設 （2）乾燥調製施設 （3）穀類乾燥調製貯蔵施設 （4）農産物処理加工施設 （5）集出荷貯蔵施設 （6）産地管理施設 （7）用土等供給施設 （8）農作物被害防止施設 （9）農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	交付決定又は交付決定の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) (2)及び(3)以外の場合　100分の50以内 (2) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合　100分の40以内 (3) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合及び野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合　30分の10以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率（上記(1)～(3)の補助率と同じ）を限度とする	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　事業の新設又は廃止 4　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5　工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。）
		Ⅱ　基金事業 1　生産支援事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）農業機械等の導入及びリース導入 （2）生産資材の導入等	交付決定又は交付決定の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	（1）の事業　導入する農業機械等の本体価格の100分の50以内 （2）の事業　100分の50以内 ただし、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費の助成は定額（100万円以内）とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額（上記(1)～(2)の補助率及び補助額と同じ）の合計額を限度とする				〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費等	交付決定又は交付決定の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域協議会	定額（100分の50相当） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額（定額（100分の50相当））を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	9　産地パワーアップ事業	Ⅲ　国産シェアの拡大 1　サプライチェーン構築推進事業 新たに加工・業務用野菜に取り組む産地等が、実需者等と連携してサプライチェーンを構築するために必要な取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、民間事業者等	1定額又は2分の1以内 品種の栽培実証等を行う場合は定額とし、農業用機械等のリース導入を行う場合2分の1以内とする。 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額（定額（100分の50相当））を限度とする	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　事業の新設又は廃止 4　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5　工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	10　水田産地化総合推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　需要適合生産推進事業 （1）熊本県農業再生協議会 ・地域協議会別作付目安の算定・提示 ・広域的な需給動向の収集・分析 ・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県農業再生協議会	定額	1　事業費の30%を超える増減 2　事業主体の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示 ・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会	定額					
		（3）熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	10　水田産地化総合推進事業	2　産地戦略確立支援事業 （1）市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	1　事業費の30%を超える増減 2　事業主体の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）地域ＪＡ ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合	定額					
		3　水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に要する経費	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	11　園芸産地における事業継続強化対策事業	自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を形成するため、事業継続計画の検討及び策定や非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備 2　事業継続計画の実践 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体	1　定額 2（1）定額 （2）2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	12　くまもと露地野菜シェア拡大支援事業	（１）実需者ニーズ型生産体制構築支援 露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益強化の取組みに対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体	2分の1以内 （※上限補助額　500千円/団体）	1　事業の中止又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（２）加工用ばれいしょ産地強化支援 加工用ばれいしょの産地化に向けた栽培実証等の取組みに対して必要な経費		農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内 （※上限補助額　800千円/団体）	1　事業の中止又は廃止 2　事業費の30%を超える増減				
		（３）畑作物産地生産体制確立・強化事業 ①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向けた省力化等の推進に係る省力作業機械等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入や健全な種子の安定供給に対する取組み等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、公益社団法人	①2分の1以内 （リース導入の場合は、物件相当額の2分の1以内） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の２分の１以内を限度とする ②定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減 5　成果目標の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	13　生産資材価格高騰緊急対策事業	（１）生産資材コスト緊急低減事業 生産資材コスト削減に対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体等	3分の1以内 （※上限補助額2,000千円/戸）	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減 （ただし、入札による減は除く）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	14　脱炭素型施設園芸緊急対策事業	（1）施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体	2分の1以内	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減（ただし、入札による減は除く）	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）農業用木質バイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要する経費	4月1日からから3月31日まで	農業協同組合、木質バイオマス燃料供給業者等	定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	有（第9条第2項第3号該当）			

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	15　攻めの園芸緊急生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、熊本県農業の成長をけん引する「攻めの園芸」を展開するため、PQC の最適化や高温対策に資する農業機械・施設等の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）ＰＱＣ生産支援対策 ア　施設・機械の整備 イ　生産基盤強化 （２）高温対策	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸以上）等	10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 3 分の 1 以内（生産基盤強化は 2 分の 1 以内）を限度とする	１　事業主体の変更 ２　施行箇所、設置場所の変更 ３　事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 （ただし、入札による減は除く）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16　畑地化促進事業	畑地化促進事業 （1）畑作物の産地づくりに向けた体制構築（団地化やブロックローテーション等）のための調整に要する経費 （２）水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	（１）県段階 県農業再生協議会 （２）地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	（１）定額 （上限 3,000 千円 （２）定額 （上限 250 千円/10a）	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体の変更 ３　事業費の 30%を超える増又は補助金の増 ４　事業費の 30%を超える減	有 （第９条第２項第 3 号該当）	否	〔中間報告〕 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1 月 15 日 （ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	17　選ばれる園芸産地緊急支援事業	販促活動経費等が高騰する中で、園芸産地の販売力強化にむけた取組みに要する経費	4月1日から事業完了日又は3月31日まで （令和8年度交付決定分） 令和8年2月26日から事業完了の日又は令和9年2月28日まで	農業者の組織する団体等	2分の1以内（※上限補助額　30千円/人または4,500千円/団体のいずれか低い方（ただし、8月大雨で被害を受けた団体(※)は40千円/人または6,000千円/団体のいずれか低い方）） ※県に農作物被害報告のあった地域で、当該被害作物を生産している団体	1　事業の中止又は廃止 2　事業費又は補助金の30%を超える減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	18　くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業	（1）整備事業 地域営農組織等の生産コスト低減の取組みに必要な機械の整備等に要する経費 ①平坦地域対策 地域営農組織育成支援 地域営農組織等の規模拡大のために必要な機械等の整備に要する経費 ②中山間地域対策 中山間地域等組織化支援 中山間地域等での共同利用・組織化に必要な機械の整備に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村等 【事業主体】 地域営農組織、農業法人等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（ただし、入札による減は除く） 2　事業主体の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	19　くまもと茶ビジネス確立支援事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導に要する経費	4月1日から3月31日まで	農業団体等	①2分の1以内（上限40千円） ②2分の1以内（上限80千円）	1　事業主体の変更 2　事業費の 30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会等	2分の1以内（上限500千円）					
		3　くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るＰＲ・販売対策等の取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内（上限1,000千円）					
		4 くまもと茶地産地消環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講座の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	定額（実施経費は1校当たり上限30千円）		無			
		5 チャレンジ活動支援 産地の特徴や強みを生かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に要する経費		市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額（上限240千円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	20　主要農作物改良協会補助事業	熊本県主要農作物改良協会が米・麦・大豆の採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安定、品質改善を行うために必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県主要農作物改良協会	定額（上限1,064千円）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	［実績報告］事業完了時	［事業実績］事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	21　いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）専用機械導入支援 専用機械の導入に係る経費 （２）専用機械機能強化支援 専用機械の機能強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 農業協同組合、農業者の組織する団体、農業者等	(1)、(2) 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業主体の変更 2　事業種目毎に事業費の30%を超える増減	無	要	［実績報告］ 事業完了時	［事業実績］ 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	22　熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の野菜振興を目的として実施する産地育成対策、組織強化対策等を展開するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定額（上限2,415千円）	経費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第1号該当）	否	［実績報告］ 事業完了時	［事業実績］ 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	23　熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県青果物消費拡大協議会	定額（上限5,191千円）	経費の30%を超える増減	有（第9条第2項第1号該当）	否	［実績報告］事業完了時	［事業実績］翌年度の4月30日
	24　未来につながる「ゆうべに」産地強化対策事業	県育成いちご「ゆうべに」の栽培技術継承支援に要する経費及びブランド強化に向けたPR等に対する助成 1　「ゆうべに」栽培技術継承支援 「ゆうべに」の技術継承・担い手確保に向けた栽培データを活用したマニュアル作成に必要なデータの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費 2　「ゆうべに」ブランド力強化対策 ブランド確立に向けた販売アイテム開発や、認知度向上に向けた企業コラボによる商品開発、市場・仲卸等及び一般消費者へのPR等に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	1　一般社団法人野菜振興協会 2　熊本県経済農業協同組合連合会	1　定額 2　2分の1以内	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25　花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図るため、各種事業を実施するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県花き協会	定額（上限1,604千円）	経費の30%を超える増減	有（第9条第2項第1号該当）	否	［実績報告］事業完了時	［事業実績］事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	26　くまもとの花ステップアップ事業	県産花きの生産体制や販売力強化に必要な経費 1 産地生産力・販売力ステップアップ支援 （1）宿根カスミソウ、トルコギキョウ経営体の育成・定着に必要な経費 （2）産出額３億円を目指す品目の生産推進に必要な経費 （3）県産花きの販売対策強化に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	1（1）、（2） 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸） 1（3） 農業協同組合連合会	2分の1以内	1　事業主体の変更 2　事業費の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	27　くまもとの果樹生産基盤強化事業	1　生産基盤強化への支援 50a 以上の集積基盤整備団地を作る整備計画実現に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合 【事業主体】 果樹産地協議会 農業者の組織する団体 農業協同組合	定額（600 千円／50ａ） ※１ヵ所あたりの面積に応じて増額	1　事業主体の変更 2　施行箇所の変更 3　事業費の３０％を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　樹園地の中間管理支援 （１）樹園地の維持・管理等に係る経費 （２）中間管理に係る機械等の経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸以上）、農業協同組合、果樹産地協議会等 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸以上）、農業協同組合、果樹産地協議会等	（１）定額（100千円/10a） （２）1/2 以内					
		3　気象変動対策支援 農業者の組織する団体等による、温暖化に対応した高品質・安定生産技術のモデル導入に要する経費、不知火類等の果樹貯蔵施設の機能向上等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員３戸以上）、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人（構成員３戸以上）、農業協同組合	1/2 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	28　地域特産物産地づくり緊急支援対策事業	市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特産農作物振興のための小規模土地基盤整備、施設・機械整備、茶園の台切り更新に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ①小規模土地基盤整備 ②施設・機械整備 ③茶園台切り更新	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等が組織する団体 農業者の組織する団体 地域計画の目標地図に位置づけられた担い手	①②3分の1以内 （ただし、①のうち県育成茶品種「熊本TC01」の新植・改植、及び、②のうち茶園被覆資材の導入については、2分の1以内） ③定額（上限15千円／10a） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：　10　分の10　以内 ただし、　事業主体に係る　補助対象経費の　3分の　1　以内を限度とする（ただし、①のうち県育成茶品種「熊本TC01」の新植・改植、及び、②のうち茶園被覆資材の導入については、2分の1以内） ③定額（上限15千円／10a）	1　事業主体の変更 2　施行箇所の変更 3　事業費の30％を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	29　園芸施設有効活用緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、ハウス整備のコスト低減につながる中古ハウスの有効利用や長寿命化等に必要な経費 中古ハウスの移設 ハウスの長寿命化（補強・補修） 仕様変更　　等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域計画に位置付けられた担い手　等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　施行箇所の変更 4　事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更 （ただし、入札による減は除く）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	30　種子産地強化整備緊急支援事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、農作物（稲・麦・大豆）種子の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入等の経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合 【事業主体】 種子生産者（指定ほ場において種子生産を行う者）、又はその組織する団体、農業協同組合 ただし、令和 8 年度交付決定分は農業協同組合を除く	導入する農業機械等の本体価格の 3 分の 1 以内	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の 30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の 30%を超える減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	31　農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　整備事業 （1）農業共同利用施設の再編集約・合理化 ア　育苗施設 イ　乾燥調製施設 ウ　穀類乾燥調製貯蔵施設 エ　農産物処理加工施設 オ　集出荷貯蔵施設 カ　産地管理施設 キ　用土等供給施設 ク　農作物被害防止施設 ケ　生産技術高度化施設 コ　種子種苗生産関連施設 サ　有機物処理・利用施設 シ　油糧作物処理加工施設 ス　バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ　農業廃棄物処理施設 （2）再編集約・合理化の更なる加速化 （1）の取組のうち県内の複数集落で共同利用する公益性の高い施設を整備する事業者の自己負担分の一部の経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	（1）2分の1以内 （2） ～令和7年度交付決定分:10分の1以内 令和8年度交付決定分:15分の2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　成果目標の変更 4　事業の新設又は廃止 5　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6　工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	32　花粉交配用昆虫確保緊急対策事業	物価高騰、生産資材価格が高騰する中、花粉交配用昆虫確保にむけた取組みに要する経費	令和8年2月26日から事業完了日又は令和9年2月28日まで	農業者の組織する団体等	2分の1以内 （※上限補助額500千円/団体	1　事業の中止 2　事業費の30%を超える増又は補助金の増 3　事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	33　気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業(R7経済対策分)	急激な需要増に対する種もみ等確保に要する経費	令和8年1月5日から事業完了日または令和9年3月31日まで	農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体等	定額	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。）
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	34　麦類生産技術向上事業(R7経済対策分)	（１）施肥・防除体系の構築 　地域における施肥・防除体系が課題解決に必要な内容となっているか改めて確認・検討し、その結果を踏まえ、生産者に指導・助言を実施し、地域ぐるみで生産性の向上を推進する取組における当該補助に要する経費 （２）施肥・防除体系の構築の推進 　事業実施主体が（１）の施肥・防除体系の構築を実施するにあたり必要な経費	令和8年1月7日から事業完了日または令和9年3月31日まで	農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、集荷事業者、市町村	1　定額 2　定額（1の事業費の10%以内）	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減 5　成果目標の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	35　熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業	プレミアム付き商品券を活用した県産いぐさ畳表の消費拡大促進活動に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	民間団体等	10分の10以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	36　持続的種子生産総合対策事業	（1）種子生産への新規参入の促進支援 新たに種子生産に取組む農業者に対する補助に要する経費 （2）新規導入品種の増産体制構築に対する支援 多様なニーズに対応した新規導入品種への転換や新規種子生産者の育成に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や機械導入に係る経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで （ただし、機械導入の取組については交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで）	農業者の組織する団体、種子の生産・供給に関する団体	（1）定額 （2）定額（機械導入の取組については２分の１以内）	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当） （ただし、機械導入の取組については無）	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	37　くまもとの米・麦・大豆総合推進事業	米・麦・大豆それぞれの需要に対応した産地づくり、生産対策、集荷対策、販売促進等の総合的な対策を実施する次の事業に必要な経費 1　くまもとの米・麦・大豆総合対策 （1）くまもと売れる米づくり推進本部が行う、生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応した産地づくり、主要消費地への生産・産地情報の発信、食育・消費拡大対策に要する経費 （2）、（3）麦類の赤かび病等の対策強化や需要に対応した生産・品質向上・新産地育成等対策に要する経費	4月1日から3月31日まで	（1）熊本県農業協同組合中央会（くまもと売れる米づくり推進本部） （2）熊本県経済農業協同組合連合会 （3）熊本県主食集荷協同組合	2分の1以内 （（1）上限11,700　千円 （2）1,823千円（3）177千円）	1　事業の中止または廃止 2　事業主体の変更 3　事業費又は補助金の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	［実績報告］ 事業完了時	［事業実績］ 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　くまもとの米新技術等推進支援 主食用米及び新規需要米の新技術等の推進や需要拡大にかかる取組に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会（くまもと売れる米づくり推進本部）、熊本県経済農業協同組合、農業協同組合	2分の1以内					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	38　令和８年熊本地震営農再開支援事業	１　早期営農再開支援 令和８年熊本地震で被災した農業者の早期営農再開のために必要な以下の経費 （１）　資材の調達、作業委託及び農業機械のレンタル等 （２）作物転換・規模拡大 （３）追加施肥・防除 （４）作物残さ等の撤去 （５）防除方法の転換 （６）土づくり （７）リース方式による農業機械等の導入 （８）収穫・調整作業	令和８年７月28日から令和９年３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災農業者等	補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率（下記(1)～(8)の補助率と同じ）を限度とする (1)、(2)、(3)(5) ２分の１以内 (4)定額 (作物残さ1,500円/10a以内、ガラス等の撤去 14,000円/10a 以内、保管中のいぐさ原草及び畳表5,500円/人日以内) (6)定額 (10,000円/10a以内) (7)定額 (本体価格 1/2以内) (8)定額 (8,000/10a 以内)	１　事業の中止又は廃止 ２　事業費の30%を超える増又は補助金の増 ３　事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	39　令和８年熊本地震梨産地復旧支援事業	1　早期営農再開支援 （1）地域ぐるみで行う樹勢回復等の取組支援 （2）落下し腐敗した果実の処理及び病害まん延防止に必要な経費の支援 （3）花粉確保の取組に必要な経費の支援	令和８年７月28日から令和９年３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災農業者	(1)(2) 定額(1/2以内) (3)定額(5,500円／人日以内)(上限 1戸あたり４人日)	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日
	40　令和８年熊本地震いぐさ苗生産・確保支援事業	1　いぐさ苗生産・確保支援 用水が確保できず八月苗の生産ができないいぐさ農家の本田移植に必要な苗を、生産・確保する取組みに係るかかりまし経費	令和８年７月28日から令和９年３月31日まで	農業団体等	２分の１以内	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	41　集出荷施設等コスト高騰対策支援事業	野菜や果樹等の集出荷施設や米麦大豆の共同乾燥施設等における動力光熱費の高騰に伴い増加した経費	令和８年６月１日から令和８年９月 30 日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体等	２分の１以内	補助金額の変更	有（第９条第２項第 2 号該当）	否	無（第 19 条第２号該当）	―
	42　令和８年熊本地震いぐさ畳表加工再開支援事業	加工場の損壊により一時移管が必要ないぐさ原草や織機等の保管場所確保の取組に係る以下の経費 （１）原草・織機等の輸送経費 （２）製織作業等の共同実施（５戸以上（やむを得ない場合は３戸以上））に要する作業場及び原草の保管庫の借上経費 （３）原草・織機等の保管庫及び、作業場借上経費	令和８年７月 28 日から令和９年３月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災農業者等	(1)定額（いぐさ原草：7,000 円/t 以内、織機等：5,500 円/人日） (2) １０分の１０以内 (3) ２分の１以内	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体の変更 ３　事業費の 30%を超える増減	有（第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	事業完了の日から１か月を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	43　農業共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）第2条第4項に規定する共同利用施設の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するのに要する経費	災害復旧事業費の決定を受けた日又は災害査定前工事着工報告日から事業完了の日又は3月31日まで	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年5月20日政令第152号）第1条の2に規定する法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等）	当該災害復旧事業費の10分の2以内。（ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第6条に規定する激甚災害を受けた場合は、上記にかかわらず、告示地域の施設については、10分の9（当該事業費のうち40万円までの部分については10分の4）以内、その他の地域の施設については10分の5（当該事業費のうち40万円までの部分については10分の3）以内とする	農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第3条第1号イ及びロに規定する変更 (1)補助事業等に要する経費の配分の変更 (2)補助事業等の内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日。

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	44　農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業（災害復興支援)【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】	令和8年熊本地震で被災した地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　整備事業 （1）農業共同利用施設の再編集約・合理化 ア　育苗施設 イ　乾燥調製施設 ウ　穀類乾燥調製貯蔵施設 エ　農産物処理加工施設 オ　集出荷貯蔵施設 カ　産地管理施設 キ　用土等供給施設 ク　農作物被害防止施設 ケ　生産技術高度化施設 コ　種子種苗生産関連施設 サ　有機物処理・利用施設 シ　油糧作物処理加工施設 ス　バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ　農業廃棄物処理施設 （2）再編集約・合理化の更なる加速化 （1）の取組のうち県内の複数集落で共同利用する公益性の高い施設を整備する事業者の自己負担分の一部の経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 ①市町村 ②熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	（1）2分の1以内 （2） ①60分の13以内 ②4分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率（上記(1)(2)の補助率と同じ）を限度とする	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　成果目標の変更 4　事業の新設又は廃止 5　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 6　工事費から工事雑費への流用	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	45　令和８年熊本地震被災施設整備等対策事業【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）第４第１項ただし書きによる緊急対策として、被災地域における共同利用施設の整備等を支援するもので、右に掲げる団体が実施するのに要する経費	令和８年７月28日以降の事業実施主体が行う取組の日から、事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	4分の3以内 ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合は、次のとおりとする。 1 再整備 (1) ～ (3) のいずれか低い額を補助金額の上限とする。 (1) 助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に４分の３を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定 園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金に10分の５を乗じて得た額を差し引いて得た額 (2) 助成対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に４分の３を乗じて得た額から、助成対象経費に助成対象施設の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済価額設定準則を定める件（平成 30 年３月 28 日農林水産省告示第655 号）別表１の時価現有率を言う。）並びに 10 分の４（園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に10分の５を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額 (3) 助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額 2 解体等 (1) ～ (3) のいずれか低い額を補助金額の上限とする。 (1) 助成の対象となる解体等施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に４分の３を乗じて得た額 (2) 助成の対象となる解体等施設が園芸施設共済に加入している場合には、(ア) の助成金の額から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金に10分の５を乗じて得た額を控除して得た額 (3) 助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率（上記の各該当項目の補助率と同じ）を限度とする	１　事業主体の変更 ２　施工箇所又は設置場所の変更 ３　成果目標の変更 ４　事業の新設又は廃止 ５　事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の 30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） ６　工事費から工事雑費への流用	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔中間報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 １月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日
		附帯事務費 市町村が上記の経費に掛かる事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	同上	市町村	2分の1以内					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1　畜産クラスター事業	1　畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び家畜の導入等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 ①　家畜飼養管理施設等の整備 ②　家畜の導入（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等 【事業主体】 畜産クラスター協議会等 【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等	(1)①2分の1以内 (1)②　2分の1以内 妊娠牛（上限275千円/頭） 繁殖に供する雌牛（上限175千円/頭） 繁殖に供する雌豚（上限40千円/頭） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施地区の変更 3　事業実施主体及び取組主体の変更 4　成果目標の変更 5　事業実施主体における事業費の 30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1　畜産クラスター事業	2　附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会 【事業主体】 畜産クラスター協議会	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業の中止又は廃止 2　事業実施地区の変更 3　事業実施主体及び取組主体の変更 4　成果目標の変更 5　事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	2　家畜改良増殖総合対策事業（全国和牛能力共進会出品体制強化事業）	全国和牛能力共進会の出品に向けた、肉牛の部候補牛肥育における早期肥育の推進に必要な経費 (1) 早期肥育推進 (2) 推進事務費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人全国和牛登録協会熊本県支部	(1) 定額（ただし、1頭当たりの上限は、25千円） (2)定額（ただし、18万7千円以内）	事業費の30%を超える増減	有	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	3　家畜改良増殖総合対策事業（家畜導入事業）	農業協同組合等が高品質な家畜を導入し、生産者に貸し付ける際に要する経費の一部を奨励金として助成する。 （1）肉用牛導入 （2）高品質乳用牛導入	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合	（1）定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は92千円とする。 （2）定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は72千円とする。	1　事業主体の変更 2　事業種目の新設又は廃止 3　補助対象経費欄に掲げる経費の相互間におけるいずれか低い額の30%を超える増減 4　事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	4　家畜生産基盤総合対策事業（家畜改良増殖対策事業（乳用牛））	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 （1）乳用牛群検定普及定着化推進	4月1日から3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内	検定農家総数の20%を超える減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）乳用牛改良加速化事業	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで		2分の1以内（ただし、1回当たりの補助額の上限は、ゲノミック評価分析1.5千円、採卵支援8千円、受精卵作成移植師・酪農家への技術支援14千円とする。）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）			
	5　家畜生産基盤総合対策事業（みつばち転飼調整事業）	熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び理解醸成資材作成経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内		有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	6　家畜畜産物価格安定対策事業（肉用子牛価格安定事業）	公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立金の4分の1以内	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7　家畜畜産物価格安定対策事業（肉豚価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 独立行政法人農畜産業振興機構 公益社団法人熊本県畜産協会 一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 独立行政法人農畜産業振興機構	生産者積立金の6分の1以内（上限額70円）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	8　家畜畜産物価格安定対策事業（鶏卵価格安定事業）	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵価格差補てん事業）に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体 【事業主体】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体	生産者積立金の12分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	9　畜産総合対策事業	農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施する次の事業について、当該事業実施に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 施設整備 （1）飼料作物作付及び家畜放牧条件整備 ア飼料作物作付条件整備 イ放牧利用条件整備 ウ水田飼料作物作付条件整備 （2）畜産物産地基幹施設整備 ア畜産物処理加工施設 イ家畜市場 ウ家畜飼養管理施設 エ自給飼料関連施設 オ家畜改良増殖関連施設 カ畜産周辺環境影響低減施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 中間業者 公益社団法人等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業の新設又は廃止 2　事業実施主体の変更	無	要	［状況報告］ 12月31日 （ただし、知事が別に定める概算払の請求をもって代えることができるものとする） 〔実績報告〕 事業完了時	［状況報告］ 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	10　自給飼料増産総合対策事業	事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1　飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 （1）コントラクター等育成・強化推進 （2）TMRセンター育成・強化推進 （3）自給飼料利用基盤強化 2　採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経費 3　放牧活用型総合支援事業 阿蘇地域を中心とする県内の放牧地を活用した放牧拡大のための環境整備に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する団体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業主体の変更 2　事業種目の新設又は廃止 3　事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	11　自衛防疫強化総合対策事業	1　公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を推進するために実施する次の事業に必要な経費 （1）自衛防疫推進事業 ア　推進会議開催に要する経費 イ　事業需要等調査に要する経費 ウ　広報に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	3分の2以内（上限544千円）	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日
		（2）特定疾病損耗防止推進事業 ア　牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ　牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ　アカバネ病予防接種に要する経費 エ　牛ウイルス性下痢予防接種に要する経費 オ　馬インフルエンザ予防接種に要する経費	４月１日から３月31日まで		１頭36円（上限3,600千円）		有（第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	12　畜産防疫体制強化事業	畜産防疫体制強化の取組みに要する経費 （１）飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）を活用するもの （２）地域における飼養衛生管理向上施設整備または農場の分割管理の導入に係る施設整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策整備交付金）を活用するもの （３）その他、家畜の伝染病の感染予防や生産衛生管理体制の整備等のために要する経費のうち、消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）を活用するもの	４月１日から３月 31 日まで	市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体	２分の１以内	事業費の 30%を超える増減	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日
	13　県産馬生産振興対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業団体等が取組む増頭のための体制整備や仕組づくりを構築するために必要な経費	４月１日から事業完了の日又は３月 31 日まで	農業協同組合連合会 農業協同組合等	２分の１以内	事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	14　高品質堆肥生産・流通促進事業	1　良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2　ペレット化等、堆肥を流通に適した物性・形態へ調整・加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集団等	1　定額（上限100千円） 2　2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日
	15　国産濃厚飼料生産拡大推進事業	1　国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2　国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 ３戸以上の営農集団 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 ３戸以上の営農集団	1　定額 2　2分の1以内	1　施行箇所又は設置箇所の変更 2　事業種目の新設又は廃止 3　事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	16　耕畜連携体制緊急整備事業	農業者の組織する集団等が耕畜連携による飼料の生産・調製及び堆肥の利用促進のために行う機械導入、施設整備等に必要な経費 （1）堆肥利用・飼料生産体制整備事業 （2）堆肥新規利用拡大	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	（1）2分の1以内 （2）定額	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	17　畜産環境対策総合支援事業	1 堆肥の生産・流通の促進のため堆肥の高品質化、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備、補改修に必要な経費 （1）畜産堆肥流通体制支援事業 （2）畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 （3）畜産・土づくり施設等導入支援事業 （4）畜産環境関連施設等導入支援事業 2　附帯事務費 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 協議会等 【事業主体】 協議会等 【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等	2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする	1　事業実施主体又は取組主体の変更 2　事業の中止又は廃止 3　成果目標の変更 4　事業実施主体における補助金の増 5　事業実施主体における補助金の 30%を超える減	無	要 （農政局が不要とした場合は不要。）	〔状況報告〕 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1 月 15 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	18　熊本県家畜市場再編整備支援事業	農業協同組合等が、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施する家畜市場再編整備支援事業について、当該事業実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会	6分の4以内（うち県費は6分の1以内）	1　事業費の30%を超える増又は補助金の増 2　事業費又は補助金の30%を超える減 3　事業主体の変更 4　事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	19　配合飼料緊急支援事業	１　飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の令和８年度における生産者積立金の一部助成に要する経費 ２　１の実施にあたり事業推進に要する経費 ３　飼料タンクの飼料残量測定装置等のICT機器導入や配合飼料作業安全のための器具設置に要する経費	１　補助対象経費１、２の事業 令和８年４月１日から事業完了の日又は令和９年３月31日まで ２　補助対象経費３の事業 令和８年３月１日から事業完了の日又は令和９年３月31日	１　補助対象経費欄１の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体 【事業主体】 配合飼料価格安定制度に加入している生産者 ２　補助対象経費欄２の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体 ３　補助対象経費３の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、	１　定額（上限 200 円/t） ２　10 分の 10 以内 ３　1/2 以内	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体の変更 ３　事業費の 30%を超える増減	補助対象経費１、２の事業 有 （第９条第２項第３号該当） 補助対象経費３の事業 無	補助対象経費１、２の事業 否 補助対象経費３の事業 要	補助対象経費１、２の事業 〔実績報告〕 事業完了時 補助対象経費３の事業 〔状況報告〕 12 月 31 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	補助対象経費１，２の事業 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日 補助対象経費３の事業 〔状況報告〕 １月 15 日 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

				熊本県畜産農業協同組合、特認団体 【事業主体】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体及び配合飼料価格安定制度に加入している生産者						

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	20　熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に取り組む酪農家における、購入粗飼料等価格の急騰に伴い増加した経費	令和８年３月１日から事業完了の日又は令和９年３月31日まで	【補助事業者】 熊本県酪農業協同組合連合会 【事業主体】 国産飼料の利用拡大やコスト低減に取り組む酪農経営体	定額（上限4,000円/頭）	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減 4　補助金の増又は30%を超える減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	21　県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業	牛乳の消費拡大及び理解醸成に係る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業団体 知事が特に認める団体	定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	22　「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業	1　県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費 (1)東京食肉市場まつり 東京食肉市場まつりにおける販路拡大及び消費拡大等の活動に要する経費 (2)銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費 (3)販路拡大及び消費拡大対策 県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費 (4)指定店開拓・消費拡大対策 取扱指定店の新規開拓や取扱指定店を起点とした認知度向上・消費拡大等の活動に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2)、(3)2分の1以内（上限11,192千円） (4)定額（上限3,177千円）	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業 県産銘柄牛の認知度向上のため、熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に係る掛かり増し経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合	定額	1　事業の中止又は廃止 2　事業主体の変更 3　事業費の30%を超える増減 4　補助金の増又は30%を超える減	有（第9条第2項第3号該当）	要		
		3　天草大王ブランド価値向上支援事業 高品質肉鶏推進協議会が天草大王のGI登録及びGIを活用したブランディングと販路拡大等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内（上限835千円）	事業費の30%を超える増減	無	否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	23　畜産営農継続特別対策事業	新たな耕畜連携による国産飼料の確保、堆肥の広域流通、悪臭対策の実証に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	定額	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	24　酪農ヘルパー等機能強化緊急対策事業	ゆとりある生産性の高い畜産経営の実現のために不可欠な酪農ヘルパーの要員確保、組織の機能強化に向けた次の事業に必要な経費 (1)ヘルパーコーディネーター配備に要する支援 (2)ヘルパーの機能強化に係る取組に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者の組織する集団	1／2以内	事業費の 30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25　熊本県畜産まつり緊急支援事業	熊本県畜産振興会等が主催する県産畜産物の消費回復、ブランド力向上を目的としたイベント等の実施に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は 3月 31 日まで	熊本県畜産振興会及び農業者の組織する団体	3分の1以内	事業内容の主要な部分の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	26　県産牛増頭緊急対策事業	物価高騰や飼料高騰の影響を受ける肉用牛生産者を支援するため、優良な繁殖雌牛群を整備するのに必要な経費 （１）褐毛和種と黒毛和種の優良な繁殖牛群を増頭するために行う繁殖雌牛の導入、保留に対する奨励金肉用牛生産基盤の強化優良な繁殖雌牛の導入に必要な経費 （２）（１）の実施にあたり必要な事務の実施に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	（１）定額（黒毛和種：100千円/頭、県有種雄牛が父の場合は30千円/頭を加算 褐毛和種130千円/頭、多様性に配慮した導入は50千円/頭を加算） （２）定額（上限1,300千円）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	27　蜂群増殖緊急対策事業	物価高騰の影響を受ける中、暑熱や各種疾病により蜂群増殖が困難になっているため、飼育箱の購入を支援し衛生的な飼育環境を整備するのに必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	28　乳牛緊急増頭対策事業	物価高騰や飼料高騰の影響を受け廃業する生産者が増加し、早急な生産基盤の強化が必要のため、乳用種を妊娠している牛の導入や後継牛作出や精液を購入するのに必要な経費 （１）妊娠牛増頭奨励 （２）高能力牛性判別精液購入支援	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	定額 （１）妊娠牛 100 千円/頭増頭分 （２）性判別精液 5 千円/本	事業費の 30%を超える増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
	29　天草大王経営支援緊急対策事業	物価高騰の影響を受け、供給雛の価格も上昇し天草大王生産者経営は厳しい状態が継続しているため、新たな販促活動を展開するために必要な経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	定額（上限 5,000 千円）	事業費の 30%を超える増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	30　畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（R7経済対策）	畜産物コンソーシアムが、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助等交付等要綱・実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費 （１）畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 ・コンソーシアムが行う商流の拡大のためのプロモーション活動等 （２）AWの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業 ・AWに配慮した牛の取扱い及び血斑発生低減のための取組み （３）輸出先国の基準に対応するための取組支援事業 ・輸出先国における基準等に対応するために必要なコンソーシアムが行う人材の育成等	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者で構成する畜産物コンソーシアム	（１）定額（上限：12,600 千円、牛肉以外：7,200 千円。ただし、①フラッグシップ輸出産地の主たる構成要素である場合は、それぞれ18,000 千円、9,000 千円を上限。②米国、EU 等、イスラム諸国向け輸出認定を取得している場合は、牛肉：14,400 千円を上限） （２）定額 （３）定額 （ただし、上限は（１）に準ずる）	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体の変更 ３　事業費の 30％を超える増減 ４　補助金の増又は30％を超える減 ５　成果目標の変更 ６　補助対象経費の区分ごとの配分された額の変更	無	要	［状況報告］ 12 月 31 日 ［実績報告］ 事業完了時	［状況報告］ 1 月 22 日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） ［実績報告］ 事業完了の日から 20 日経過した日又は3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	31　畜産グリーン生産体系加速化事	アミノ酸バランス改善飼料､GHG削減に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸給与による環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系への転換に要する経費 （１）検討会の開催 （２）グリーンな飼養体系の検証 （３）グリーンな飼養マニュアルの作成 （４）産地戦略の策定 （５）情報発信 （６）消費者理解の情勢の取組	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	2分の1以内	1　事業の新設又は廃止 2　事業実施主体の変更 3　事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	32　持続可能性配慮型畜産振興事業	生産者集団等が、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱及び実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費 簡易な環境整備 ・アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理のための簡易な環境整備に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会、農業協同組合、生産者集団等	2分の1以内（上限 1,627千円）	1　補助事業者の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の30%を超える増又は補助金の増 4　事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	［状況報告］ 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［状況報告］ 1月20日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） ［実績報告］ 事業完了の日1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	33　半導体集積地域畜産営農継続事業（畜産理解醸成推進事業）	半導体関連企業等が開催するイベント等において農業体験や地元農畜産物等の販売による理解醸成活動に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会 農業者の組織する集団 知事が特に認める団体	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	34　畜産経営復旧緊急支援事業	令和８年熊本地震により死廃した家畜等の搬出・輸送・化製処理等に要する経費	令和８年７月28日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業団体 【事業主体】 農業者 農業団体 民間事業者等	１/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	１　事業主体の変更 ２　事業費の30％を超える増減	有 （9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	35　食肉処理施設機能高度化事業	食肉処理施設が、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施する食肉処理施設機能高度化事業について、当該事業実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	牛又は豚のと畜から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設	2分の1以内	１　事業の中止又は廃止 ２　事業主体の変更 ３　事業費の30％を超える増減 ４　補助金の増又は30％を超える減	無	要	［状況報告］ 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［状況報告］ 1月22日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	36　令和８年熊本地震強い農業づくり総合支援交付金	令和８年熊本地震により被災した地域における以下の産地基幹施設の補修、修繕、再取得及びこれらに伴う被災した施設の解体、撤去、廃棄並びに施設用地の再造成等に係る経費 1 耕種作物産地基幹施設 (1)有機物処理・利用施設 2 畜産物産地基幹施設 (1)畜産物処理加工施設 (2)家畜市場 (3)家畜飼養管理施設 (4)国産飼料関連施設 (5)家畜改良増殖関連施設 (6)畜産周辺環境影響低減施設 (7)乳業工場（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記Ⅰの2のⅡのⅡ-2の第1の6(1)から(3)までの施設をいう） (8)畜産副産物の肥飼料施設	令和８年７月28日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【事業主体】 農業者の組織する団体等	4分の3以内	1　事業の新設又は廃止 2　事業主体の変更	有 （第９条第２項第３号該当）	要	［状況報告］ 12月31日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） ［実績報告］ 事業完了時	［状況報告］ 1月22日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	37　令和8年熊本地震畜産関係共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）第2条第4項で規定する共同利用施設の災害復旧に要する経費	災害復旧事業費の決定を受けた日又は災害査定前工事着工報告日から事業完了の日又は3月31日まで	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年5月20日政令第152号）第1条の2に規定する法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等）	（告示地域） 40万円までの部分:10分の4以内 40万円を超える部分:10分の9以内 （その他の地域） 40万円までの部分:10分の3以内 40万円を超える部分:10分の5以内	農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)第3条第1号イ及びロに規定する変更 (1)補助事業等に要する経費の配分の変更 (2)補助事業等の内容の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	［実績報告］ 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	1　農地の守り手育成支援事業 地域計画の実践に取り組む市町村における、話合い活動継続のモデル地区設置に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内（上限　100万円／1 市町村）	1　事業の中止 2　事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	2　農地集約化促進事業 　地域計画の早期実現に向け、機構を通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取り組み、地域計画において受けてが位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域に対して行う交付金の交付に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)　集約化加速タイプ (2)　地域集約化実現タイプ	交付決定の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【補助事業者】 　市町村 【事業主体】 　農業者が複数戸で組織する団体等	定額	1　事業費又は補助金の30％を超える増減 2　(1)から(2)の事業の中止又は新規の実施	無	要	〔中間報告〕 9 月 30 日 12 月 31 日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第 13 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10 月 15 日 1 月 15–日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	3　所有者不明農地対策事業 農業会議が実施する所有者不明農地対策（所有者不明農地対策企画員の設置等）に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	定額	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9月30日 12月31日	〔中間報告〕 10月15日 1月15日
									（ただし、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱の第14に定める様式を準用する）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	2　農地売買等支援事業	・熊本県農業公社が、農地（開発して農地とすることが適正な土地を含む）、採草放牧地及び農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の売買等を実施するために必要な経費 ・熊本県農業公社が、買入れた農用地等の対価の支払い、又は借入れた農用地等の小作料の前払いに要する資金、その他事業に要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 （1）業務費 （2）事業費（利子助成） （3）公社組織特別整備費	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	（1）、（2）、（3） 10分の10以内	1　経費の30%を超える増減 2　農用地等の買入れ、借入れ、売渡し及び貸付けの合計件数又は面積の30%を超える増減 3　借入金の年間平均借入残高額の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 1のみ 9月30日 12月31日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1のみ 10月15日 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

<table>
<tr><th rowspan="2">課名</th><th rowspan="2">事　業　名</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助対象
期間</th><th rowspan="2">補助事業者等
（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）</th><th rowspan="2">補助率
又は
補助金額</th><th rowspan="2">計画変更申請要件</th><th rowspan="2">交付決定前着手承認の適用除外の有無</th><th rowspan="2">事業計画承認申請の要否</th><th colspan="2">事業遂行状況報告
及び実績報告</th></tr>
<tr><th>報告時点</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td rowspan="2">担い手支援課</td><td rowspan="2">3　農地中間管理機構事業</td><td>1　借受農地管理等事業
農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費</td><td rowspan="2">4月1日から3月31日まで</td><td rowspan="2">公益財団法人熊本県農業公社</td><td>定額</td><td rowspan="2">経費の30%を超える増減</td><td>有
（第9条第2項第3号該当）</td><td>要</td><td>〔中間報告〕
9月30日
12月31日</td><td>〔中間報告〕
10月15日
1月15日</td></tr>
<tr><td>2　農地中間管理機構運営事業
農地中間管理機構の運営及び業務委託等に必要な経費
（1）　体制整備費（人件費）
①　機構本部職員の人件費
②　機構現場職員の人件費
（2）　業務推進費（事務経費）
①　機構本部の事務経費
②　機構現場の事務経費
（3）　関係機関への推進委託費等
農地中間管理事業業務委託</td><td>定額</td><td>有
（第9条第2項第3号該当）</td><td>要</td><td colspan="2">（ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する）

〔実績報告〕
事業完了時</td><td>〔実績報告〕
事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</td></tr>
</table>

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	4　担い手育成支援事業	1　熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進など担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費 （1）認定農業者の認定促進、経営改善支援、法人経営の推進 （2）市町村担い手育成総合支援協議会の研修会等における講師派遣等	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額 （14,024千円以内）	1　事業主体の変更 2　経費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	5　農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	1　農業次世代人材投資事業 農業人材力強化総合支援事業に基づき実施する農業次世代人材投資事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで（又は国の要綱で定められた期間）	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業者	10分の10以内	1（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月３１日のいずれか早い日
		2　就農準備資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する就農準備資金の交付に必要な経費		研修を受ける者		2　補助金額の増減		否		
		3　経営開始資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する経営開始資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）　経営開始資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）　推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		3（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減		要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	5　農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	4　就農準備支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する就農準備支援資金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5　経営開始支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する経営開始支援資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）経営開始支援資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減		要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	6　新規就農者育成総合対策事業	1　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 （1）新規就農者の誘致体制の整備 ①複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施に必要な経緯費 （2）研修農場の整備 研修に必要な農業用施設や農業用機械・設備の導入に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	（1）定額（上限2,000千円） ただし、（2）の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業を行う場合は、上限3,000千円 （2）2分の1以内	1　事業内容の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減 3　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の3月31日までのいずれか早い日
		2　経営発展支援事業 新規就農者の経営発展のために必要な取組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）推進事業費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）認定新規就農者 （独立自営就農時50歳未満） （2）市町村	10分の10以内 （1）補助対象経費の4分の3以内 ただし、事業主体への補助金額の上限は以下とする。 ①750万円（経営開始資金の交付対象者は上限375万円） ②夫婦型の交付対象者は①に1.5を乗じて得た額 （2）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	6　新規就農者育成総合対策事業	3　地域計画早期実現支援事業 新規就農者の経営継承や経営発展のために必要な取り組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （3）法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組 （4）推進事業費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）（2）（3）認定新規就農者、認定農業者（独立自営就農時50歳未満） （4）市町村	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額の上限は900万円とする。 （1）補助対象経費の4分の3以内 （2）（3）補助対象経費の2分の1以内 （4）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の3月31日までのいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	7　新規就農者育成総合対策事業（経済対策）	1　世代交代円滑化事業 新規就農者の経営継承や経営発展のために必要な取り組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （3）法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組 （4）推進事業費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 認定農業者 （独立自営就農時50歳未満）	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額の上限は900万円とする。 （1）補助対象経費の4分の3以内 （2）（3）補助対象経費の2分の1以内 （4）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　初期投資促進事業 新規就農者の経営発展のために必要な取組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）推進事業費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 （独立自営就農時50歳未満）	10分の10以内 （1）補助対象経費の4分の3以内 ただし、事業主体への補助金額の上限は以下とする。 ①750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) ②夫婦型の交付対象者は①に1.5を乗じて得た額 （2）定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	8　担い手確保・経営強化支援事業	1　担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）融資主体型補助事業 （２）追加的信用供与補助事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1) 農業者等 (2) 農業信用基金協会	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （１）融資主体型補助事業については、2分の1以内（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人。市町村が認める者の上限は100万円） （２）追加的信用供与補助事業については、定額（融資額の15分の1）	1　成果目標の変更 2　事業実施地区の変更 3　助成対象事業内容の新設 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月10日
		（３）附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【事業主体】 市町村	2分の1以内				（ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	8　担い手確保・経営強化支援事業	2　地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月23日付け７経営第2081 号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）地域農業構造転換支援事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （１）農業者等	10 分の 10 以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （1）地域農業構造転換支援事業については、購入：10 分の 3 以内、リース導入：リース物件購入価格の７分の３以内（上限 1,500 万円/個人、3,000 万円/法人。	1　成果目標の変更 2　事業実施地区の変更 3　助成対象事業内容の新設 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月10日
		（２）附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【事業主体】 （２）市町村	2 分の 1 以内				（ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第 14 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	9　未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業	1　組織化・法人化支援 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の支援に伴う以下の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額（上限7,000千円）	1　成果目標の変更 2　助成対象者の変更 3　助成対象者の事業内容の新設又は廃止 4　事業費の30%を超える増減 5　その他知事が必要と認める要件	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産･販売体制の確立等に必要な次の経費 ①ビジョンづくりへの支援 ②若者等を雇用する経費 ③高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ④組織の法人化に要する経費 ⑤共同利用機械等の導入経費 ⑥関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	①定額 ②定額（上限1,000千円） ③定額 ④定額(250千円) ⑤2分の1以内 ⑥定額		無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 （ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	10　耕作放棄地解消事業	担い手への農地集積・集約化を促進するため農地中間管理機構又は市町村が行う、農地中間管理機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）、市町村	1　再生作業 定額（上限43千円/10a） 2　土づくり 定額（上限10千円/10a）	1　事業実施主体の変更 2　事業の新設または廃止 3　事業費の 30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9 月 30 日 12 月 31 日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第 13 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10 月 5 日 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	11　農地利用効率化等支援交付金事業	1　農地利用効率化等支援交付金事業 農業者等が自らの経営改善のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）融資主体支援タイプ （2）条件不利地域支援タイプ （3）追加的信用供与補助事業 （4）付帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）～（2）農業者等 （3）農業信用基金協会 （4）市町村	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （1）融資主体支援タイプは、10分の3以内 （上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円） （2）条件不利地域支援タイプは、2分の1以内（農業用機械は3分の1以内）（上限4，000万円） （3）追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1) （4）2分の1以内	1　都道府県計画の成果目標の変更 2　地域提案の事業内容の変更 3　都道府県が実施する事業内容の変更 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 （ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	11　農地利用効率化等支援交付金事業	2　産地基盤の強化・継承事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 生産基盤強化対策 （1）農業用ハウスの再整備・改修 （2）果樹園・茶園の再整備・改修 （3）農業機械の再整備・改良 （4）生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 （5）生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 （1）及び（3）の事業 事業費の1/2以内 （2） の事業 事業費の1/2以内又は定額 （4）及び（5）の事業 定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額（上記(1)～(5)の補助率及び補助額と同じ）の合計額を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12 月31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	12　最適土地利用総合対策事業	1　最適土地利用総合事業 地域ぐるみの話合いにより土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （ア）最適土地利用推進事業 （１）土地利用構想の概定 （２）実証事業 （３）土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 （４）省力化機械の導入 （５）粗放的利用体制整備 （６）農用地保全等推進員の措置 （イ）最適土地利用整備事業 （１）粗放的利用のための条件整備 （２）農用地保全のための基盤整備 （３）農用地保全のための農業環境整備	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構	（ア）定額 上限は、（１）～（４）は助成単価（年標準額1,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額、（５）は5,000円/10ａ～10,000　円/10ａ、（６）は250万円 （イ）事業費の5.5/10以内 上限は、助成単価（年標準額2,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額	1　事業費の３割以上の増減 2　事業主体又は事業実施期間の変更 3　事業の追加又は廃止	無	要	【中間報告】 9月30日 12月31日 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 1月15日 【実績報告】 事業の完了した日から起算して１ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　荒廃農地再生支援事業 荒廃農地を整備することにより、土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （ア）荒廃農地再生事業 （１）荒廃農地再生等整備 （２）簡易基盤整備 （イ）再生推進事業 （１）農用地利用調整 （２）事業指導・助言等 （３）その他本事業に必要な事務費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （ア）は市町村、事業対象農地を耕作する者又は事業対象農地の所有者 （イ）は市町村	（ア）事業費の1/2 なお、（１）のうち土壌改良は32,000円/10a、（２）のうち客土は25,000　円/10aに整備面積を乗じて得た金額。 （イ）事業に要する経費の1/2以内（上限10万円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	13　ノウフク推進活動事業	（1）農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等に要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	NPO法人、農業協同組合、地域協議会等	定額（上限：4,920千円）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）お試し農福連携支援 初めて福祉事業所への農作業委託による農福連携に取組む際の作業委託料等の経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	農業者等	定額（上限：50千円）		有（第9条第2項第2号該当）	否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	14　中高年就農支援事業	1　中高年就農研修支援事業 県内で就農予定の就農時 50～59 歳で研修後に独立自営就農を目指す者が認定研修機関で研修を行う際の経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者 （就農時 50～59 歳）	2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする	補助金額の増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31　日のいずれか早い日
		2　中高年就農初期投資支援事業 県内で事業実施の年度又は前年度に就農した認定新規就農者、又は認定農業者になった者が行う、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 （就農時 50～59 歳） 認定農業者 （就農時 50～59 歳）	10 分の 10 以内 （県 3 分の 2 以内、市町村 3 分の 1 以内） ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度（上限 250 万円/個人）とする	1　事業費の 30％を超える増減 2　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31　日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	15　農地利用最適化推進事業	1　農地利用最適化推進事業 農地利用最適化推進員等による最適化活動及び農地利用の最適化の推進のための支援に要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業委員会	定額	事業主体の変更	有（第9条第2項第1号該当）	否	〔中間報告〕 12月31日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農地集約化促進モデル事業 農地集約化のための目標地図の更新、地域計画に即した農地利用の実現に向けた調整に要する経費	交付決定又は4月1日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農地利用の最適化に取り組む団体等（市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク、民間団体）			無		【中間報告】 9月30日 12月31日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 1月15日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式に準用する。 【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	16　新しい熊本農業のリーダーズ共創事業	1　くまもと農業の後継者確保育成事業 （1）後継者育成体制整備事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を進めるために必要な経費及び県認定研修機関が実施する新規就農者への就農定着および経営発展に向けたサポート活動に必要な経費 ア）長期研修（概ね１年以上） イ）中期研修（１か月以上１年未満） ウ）研修体験（５日以内） （2）後継者確保推進事業 ①熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化事業 就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費	4月1日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（1）農業次世代人材投資事業（準備型）、及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体等 ア）長期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③研修機関協議会 ④熊本県農業協同組合中央会 イ）中期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③認定農業者等 ⑤認定農業者等 ウ）研修体験 ①地域研修機関 ②広域研修機関 （2）就農支援資金を取り扱う民間金融機関	（1）定額 ただし、それぞれ下記の補助金額を上限とする （就農相談会等への共同出展のような共催事業を除く） ア）長期研修 ①80万円 ②400万円 ③200万円 ④150万円 イ）中期研修 ①40 万円 ②40 万円 ⑤研修者１名あたり月２万円 ウ）研修体験 イ）の範囲内で１日あたり1万円（５日以内） （2）定額（1 月 1 日から 12 月 31 日までに県に償還した償還元金の累計額の 0.2025%以内）	（1）１　事業種目の新設又は廃止 （1）２　事業費の 30%を超える増減 （2）事業の中止	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
								否	〔実績報告〕 事業完了時 （実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえることができるものとする。）	

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	16　新しい熊本農業のリーダーズ共創事業	2　青年農業者ネットワーク強化支援事業 （1）青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費 （2）青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業 青年農業者等グループが実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）県青年農業者クラブ連絡協議会 （2）青年農業者等グループ	（1）定額 （2）定額 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度（上限20万円/グループ）とする	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	17　スマート農業研修教育環境整備事業	1　スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）） （１）新規就農者の誘致体制の整備（（２）の事業に係るものに限る。） ①複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施に必要な経費 （２）スマート農業型研修農場の整備 スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備等に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	（１）定額（上限3,000千円） （２）2分の1以内	1　事業内容の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減 3　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内
		2　スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業） （１）農業研修教育機関支援事業 ①カリキュラムの強化に必要な経費 ②研修用スマート農業機械等の導入に必要な経費 ③eラーニングの導入に必要な経費 ③就農につながる取組みに必要な経費 ④ICT環境の整備のための取組みに必要な経費 ⑥その他の取組みに必要な経費 （２）地域の研修教育機関支援事業 上記スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）の（１）又は（２）の取組みに必要な経費。		（１）市町村、農業研修教育機関、協議会、民間団体 （２）市町村、協議会、民間団体	（１）定額 （２）定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	18　新規就農者チャレンジ事業	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者等の取組に要する経費 （１）農業用機械・施設等の導入 （２）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （３）推進事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （１）、（２） 認定新規就農者（独立自営就農時65歳未満）	（１）、（２）10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人）。 購入：10分の３以内、リース導入：リース物件購入価格の７分の３以内 （３）定額	１　新規就農者数に関する目標 ２　候補者リストへの候補者の追加 ３　事業費の30%を超える増減 ４　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	19　令和７年８月大雨営農再開支援事業	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月30日付け３経営第3156号農林水産事務次官依命通知）及び農地利用効率化等支援交付金の運用について（令和７年９月２日付け７経営第1431号農林水産省経営局長通知）に規定される令和７年８月大雨により被災した農業用機械・施設の修繕・再取得に要する経費 １　農業用機械・施設等復旧支援 （１）被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等の支援 （２）追加的信用供与	令和７年８月10日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災した農業者等（地域計画の目標地図に位置付けられた者）	（１）２分の１以内 （上限1,000万円：国600万円、県400万円上限）、但し、いぐさ専用機械の再取得・製造中止の一部の機械※の修繕は３分の２以内（上限1,200万円：国600万円、県600万円上限） ※ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗堀取機、加湿器 （２）追加的信用供与事業については、融資額の15分の１とする。	１　事業主体の変更 ２　施工箇所又は設置場所の変更 ３　事業の中止又は廃止 ４　整備内容ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く）	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	20　令和８年熊本地震営農再開支援事業	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月 30 日付け３経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）の別表１の２の（１）（２）及び農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）実施要領（令和８年熊本地震）に規定される助成対象者が自らの経営のために行う農業用機械・施設等の復旧及び撤去等の取組みに必要な経費	令和８年７月 28 日から事業完了の日又は３月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災した農業者等	1　施設・機械等の修繕・再取得または施設等の修繕に必要な資材の購入については、これらの事業に要する経費の10分の7以内（国補助10分の5以内、県補助10分の2以内）とする。 2　令和8年熊本地震により農業被害を受けた営農施設等の補強については事業に要する経費の5/10以内（国補助10分の3以内、県補助10分の2以内）とする。（ただし国補助の上限300万円） 3　農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去または施設等の撤去については事業に要する経費の5.5/10以内（国補助10分の3以内、県補助10分の2.5以内）とする。 4　追加的信用供与事業については、融資額の15分の1とする。 5　付帯事務費については、事業に要する経費の2分の1とする。 なお、1～3までの県補助は、市町村が県と同率の補助を行う場合に補助する。	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　事業の中止又は廃止 4　整備内容ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く）	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	1　土地改良区体制強化事業	（1）土地改良区統合整備推進事業 土地改良区が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う統合再編整備事業に要する経費 1　協議会開催費 2　計画樹立費 3　附帯施設整備費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	土地改良区	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）土地改良相談等事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1　土地改良事業関係苦情・紛争等対策 2　非補助土地改良事業推進支援 3　財務・会計実践向上研修	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	1　土地改良区体制強化事業	（3）土地改良区等経営診断・改善指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う土地改良区の経営診断・改善指導に要する経費 1　経営診断・改善指導計画の策定 2　経営診断・改善指導の実施	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（4）水土里ビジョン策定推進対策事業 土地改良区が土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行う水土里ビジョン策定に要する経費 1　地域実態調査 2　地域協議会の設置・運営 3　水土里ビジョン策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	土地改良区	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2　農業農村整備事業調査計画費（団体営調査計画費）	（1）農村環境計画策定事業 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）に基づいて実施する事業に必要な経費。 ①　自然環境及び社会環境についての現況調査 ②　①の結果に基づく農村環境計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　計画地域の変更 3　調査項目の変更又は廃止 4　補助金額の変更	無	否	[遂行状況報告] 6月30日 9月30日 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 翌月末日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）農村振興総合整備実施計画策定事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費		市町村	100分の50以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　計画地域の変更 3　調査項目の変更又は廃止 4　補助金額の変更				
		（3）団体営調査設計事業（調査設計） 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費 (1)調査設計……調査設計、診断等を行うもの		市町村、熊本県土地改良事業団体連合会等	当該各号の事業に要する経費の100分の50以内	1　地区間相互の経費の額の変更 2　事業内容の変更 3　地区の新設、変更又は廃止 4　補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2　農業農村整備事業調査計画費（団体営調査計画費）	（４）農村地域防災減災事業 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号）に基づいて実施する事業に必要な経費 ①　ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査及び資料作成 ②　用地境界を確定するための測量等 ③　防災重点農業用ため池緊急整備事業に必要な実施計画の策定	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内（中山間地域にあっては100分の55以内）（補助対象経費の欄の③に係るものにあっては100分の100以内）	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更	無	否	［遂行状況報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 翌月末日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（５）経営体育成促進換地等調整 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月31日付け29農振第2604号）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費。 ・地区内農地等状況調査 ・合意形成促進 ・地区内アンケート調査 ・地域営農構想作成 ・換地設計基準作成等		市町村	100分の50以内（中山間地域にあっては100分の55以内）	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	2　農業農村整備事業調査計画費（団体営調査計画費）	（６）農村地域防災減災推進計画策定 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号）に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	100分の50以内（二次災害が予想される地区における施設に係るものにあっては100分の100以内）	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更	無	否	［遂行状況報告］ 12月末日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1月末日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（７）農村整備事業 農村整備事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第2736号）に基づいて実施する事業に必要な経費 ・計画策定等事業 点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討及び計画の策定		市町村	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更	無	否		
		（８）農業生産基盤情報通信環境整備事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金交付等要綱（令和７年12月17日付け７農振第2113号）に基づいて実施する事業に必要な経費 ・地域の情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査		市町村	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更	無	否		
		（９）水利施設等保全高度化事業 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用用排水施設等の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画策定		市町村、土地改良区等	100分の100以内	1　経費の配分の30%を超える増減 2　事業内容の変更 3　事業の中止又は廃止 4　補助金額の変更	無	否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農村計画課	3　農業委員会等振興助成費	1　農業委員会費 市町村が、農業委員会の組織運営及び事業を実施するために必要な経費 （1）農業委員会交付金 ア 農業委員・農地利用最適化推進委員手当 イ 職員設置費 ウ 農地調査・資料整備費 （2）機構集積支援事業 ア 農地法事務適正実施支援 イ 農地有効利用支援 （3）情報収集等業務効率化支援事業 タブレット端末の購入費	（1）4月1日から3月31日まで （2）、（3）交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業委員会	定額	（1）事業主体の変更 （2）、（3） 事業主体の変更 事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減	（1）有 （第9条第2項第1号該当） （2）（3） 無	（1）否 （2）（3）要	〔中間報告〕 1（2）（3） 2（2） 9月30日 12月31日 上記以外（2（3）を除く） 12月31日	〔中間報告〕 1（2）（3） 2（2） 10月15日 1月15日 上記以外（2の（3）を除く） 1月15日
		2　県農業会議費 熊本県農業会議が、組織運営及び事業を実施するために必要な経費 （1）都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 ア 役職員手当 イ 職員給与費等 ウ 旅費 エ 事務等経費 オ その他の経費 （2）機構集積支援事業 広域的な農地利用調整活動 （3）農業会議活動補助事業	（1）、（3）4月1日から3月31日まで （2）交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	（1）及び（3）10分の10以内 （2）定額	（1）経費の30%を超える増減 （2）事業の新設又は廃止 経費の30%を超える増減 （3）事業内容の追加又は取りやめ	（1）、（3） 有 （第9条第2項第1号該当） （2）無	（1）、（3）否 （2）要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

（ただし、1（2）（3）、2（2）は、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱の第12に定める様式を準用する。上記以外（2（3）を除く）は、農業委員会等交付要綱の第11に定める様式を準用する）

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	1　土地改良換地等強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が実施する次の事業に必要な経費 1　受益農地管理強化対策 2　研修・人材育成（換地等技術向上研修）	交付決定の日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	当該各号の事業に要する経費の100分の100以内	1　補助金交付決定額の変更 2　事業細目ごとの補助金額の30%を超える流用	無	要	［遂行状況報告］ 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内
	2　農業経営高度化支援事業（農業生産基盤整備事業）	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 （1）高度土地利用調整事業 調査・調整事業 （2）農業経営高度化促進事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	（1） 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 100分の55以内 機構関連農地整備 100分の62.5以内 （2） 一般地域 100分の75以内 中山間地域等 100分の77.5以内 ※中山間地域等は「過疎」「山村振興」「離島振興」「半島振興」「特定農山村」の5法指定地域及び急傾斜畑地帯で実施する事業	1　経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2　事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	3　団体営農地等災害復旧事業費	1　市町村、土地改良区が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1)　農地災害復旧事業 (2)　農業用施設災害復旧事業 (3)　海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	当該各号の事業に要する経費 1　補助率 (1)基本補助率 農地100分の50 施設100分の65 (2)基本補助率の嵩上げ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項による(1)の補助率の嵩上げ (3)激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく(2)の補助率の嵩上げ	1　工事費の増減が300万を超え、かつ、変更前の額の30%(その額が1,000万円を超える場合は1,000万円を超える変更 2　主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更 3　工種の変更 4　農地の面積の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は4月30日
		2　市町村、土地改良区が農地農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱に基づいて実施する次の事業に必要な査定設計委託の経費 (1)農地災害復旧事業 (2)農業用施設災害復旧事業 (3)海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	100分の50以内		無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日
		3　市町村、土地改良区が農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する農地等災害復旧事業として採択された箇所に関連の施設を施工することによって再度災害を防止するために必要な経費 (1)農業用施設災害関連事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	1　基本補助率 100分の50 2　激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき算定された補助率。	1　工事費の増減が300万を超え、かつ、変更前の額の30%（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円を超える変更 2　主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	4　県管理土地改良施設等総合マネジメント事業	1　かんがい用ダム等管理事業 県が所有し、管理委託協定に基づき土地改良区が行う、かんがい用ダム及び頭首工の維持管理に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100分の30以内	補助対象経費の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農業用ため池管理保全事業（単県） 防災重点農業用ため池以外のため池について、管理状況を把握するための基礎データ整備を行うための現地調査に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県ため池協議会	100分の50以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3　農業用ため池管理保全事業（補助） 市町村、土地改良区が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）に基づき実施する次の事業に必要な経費 （1）ため池の保全・避難対策事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村	定額助成 100分の100	1　工事費の30%を超える経費の額の増減 2　事業量の増減 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第3278号）	無	否	［遂行状況報告］ 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	1　集落基盤整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農地防災型 (1)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・地域防災機能増進事業 ・水質保全対策事業 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・湛水防除事業 ・土地改良施設豪雨対策事業 ・土地改良施設耐震対策事業 ・水質保全対策事業			定率助成 大規模事業 100分の74以内 小規模事業 一般地域 100分の71以内 中山間地域等 100分の76以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	(3)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・特定農業用管水路等特別対策事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 ・農村防災施設整備事業 (4)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農村地域環境保全整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業） ・農村災害対策整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の68以内 中山間地域等 100分の73以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(5)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業 (6)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業			定率助成 大規模事業 一般地域 100分の92以内 中山間地域等 100分の97以内 小規模事業 一般地域 100分の82以内 中山間地域等 100分の87以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	(7)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業水利施設危機管理対策事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 ※1 100分の55以内 定額助成 ※2 100分の100 ※1中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備に係るもの	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(8)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池緊急防災環境整備事業			定額助成 100分の100 ※監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策及び地域防災上のリスク除去によるもの					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	3　農業基盤整備促進型 (1)農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4　農地耕作条件改善型 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号)に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100分の64以内 ［71］ 中山間地域等 100分の69以内 ［76］ 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ［ ］書は流域治水対策に適用する。	1　交付対象事業者の名称の変更 2　計画相互間の経費の額の流用 3　地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	5　農業水路等長寿命化・防災減災型 (1)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）第２の１の長寿命化対策に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 73 以内 定額助成 ※2 100 分の 100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2「機能保全計画策定等」又は「実施計画策定」によるもの	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		(2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）第２の２の防災減災対策に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100 分の 71 以内 中山間地域等 100 分の 76 以内 定率助成 ※2 大規模事業 一般地域 100 分の 92 以内 中山間地域等 100 分の 97 以内 小規模事業 一般地域 100 分の 82 以内 中山間地域等 100 分の 87 以内 定額助成 100 分の 100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2「農業用河川工作物応急対策」によるもの					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	6　水利施設等保全高度化型 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		7　農業水利施設保全合理化型 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	8　道整備型 地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定率助成 100分の64以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業等の内容の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	9　土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策型土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2326 号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100 分の 50 以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業等の内容の変更 3　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		10　中山間地域所得向上支援型 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号）に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・高生産性農業用機械施設			定率助成 100 分の 45 以内	1　事業主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費と附帯事務費の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	11　農地整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の64以内	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		12　農村整備型 農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 100分の64以内	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	1　団体営土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100 分の 71 以内 中山間地域等 100 分の 76 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者 : 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費のうち、一般地域においては 100 分の 71 以内、中山間地域等においては 100 分の 76 以内を限度とする ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の 30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	有	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2　基幹・水利施設復旧事業 3　地域水利施設復旧事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※基幹水利施設保全型においては一律100分の64以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費のうち、一般地域においては100分の64以内、中山間地域等においては100分の69以内を限度とする。（※基幹水利施設保全型においては一律100分の64以内） ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	4　単県突発事故復旧事業 市町村・土地改良区等が管理する土地改良施設の突発事故未然防止・施設の長寿命化を目的とした調査及び点検に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	100分の100以内	1　補助金額の変更 2　事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	7　土地改良施設維持管理強化事業	1　土地改良施設管理指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和７年４月１日付け６農振第２９３６号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1　管理運営体制強化委員会の設置運営 2　土地改良施設の診断・管理指導	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　基幹水利施設保全管理技術向上研修 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和７年４月１日付け６農振第２９３６号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から３月３１日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の80以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3　土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和５２年４月２０日付け５２構改Ｂ第６００号農林事務次官通達）に基づいて行う土地改良施設の定期的な整備補修の事業に対する土地改良施設維持管理適正化資金の拠出金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	【補助事業者】 熊本県土地改良事業団体連合会 【事業主体】 土地改良区等	100分の30以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	8　農業経営高度化支援事業（県営中山間地域総合整備事業）	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1)　高度土地利用調整事業（中山間型） 調査・調整事業 (2)　農業経営高度化促進事業（中山間型）	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	(1)100分の55以内 (2)100分の77.5以内	1　経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2　事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内
	9　中山間地域基盤整備加速化事業	中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農用地の貸し出し等に応じ、基盤整備にかかる農家負担軽減のための経費 (1)　中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 (2)　基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	(1)2分の1以内 (2)定額	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金額の変更	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	1　水利施設管理強化事業（一般型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100分の51以内	管理強化計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　水利施設管理強化事業（連携管理保全型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）維持管理費 （２）整備補修費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	（１）100分の26以内 （２）100分の51以内	委託推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	3　水利施設管理強化事業（特別型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 市町村	100 分の 75 以内	流域治水推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日
		4　水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	定額助成	委託推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	5　水利施設管理強化事業（県営造成水利施設管理強化型） 土地改良区が管理する水土里ビジョンへの位置づけが確実と見込まれる県営造成の基幹的水利施設の維持管理経費を補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	100分の12.5以内	事業計画の内容に変更があった場合	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		6　水利施設管理強化事業（応急対策） （1）農地の湛水防除等を取り組む市町村が、災害応急用ポンプ及び付属資材を導入する土地改良区に対して経費を補助する場合における当該補助に要する経費 （2）予測し難い大雨などの不可抗力等に対応するため、熊本県土地改良事業団体連合会が災害応急用ポンプ及び付属資材を導入する場合における当該補助に要する経費	交付決定日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 （1）市町村 （2）熊本県土地改良事業団体連合会 【事業実施主体】 （1）土地改良区 （2）熊本県土地改良事業団体連合会	（1）100分の50以内 （ただし、県補助率は、市町村補助額以内） （2）100分の100以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	11　農業水利施設省エネルギー化推進事業	省エネルギー化及びコスト削減に取組む市町村及び土地改良区等が管理する下記に該当する施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の一部を補助する場合における当該補助に要する経費 (1)　国営造成施設及びその関連施設 (2)　維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が30%以上かつ200万円以上、又は、25%以上かつ 2,000 万円以上の施設管理者管理する施設 ただし、農業水利施設電気料金高騰対策事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする。	令和8年6月1日から令和8年9月 30 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 市町村又は土地改良区等	(1) 100分の70以内 (2) 100分の55以内	省エネルギー化推進計画の変更	有 （第9条第2項第2号該当）	否	無 （第19条第2号該当）	―
	12　農業水利施設電気料金高騰対策事業	土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の一部を補助する場合における当該補助に要する経費 ただし、農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	令和8年6月1日から令和8年9月 30 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	100分の50以内	補助金額の変更	有 （第9条第2項第2号該当）	要	無 （第19条第2号該当）	―

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	1　中山間地域等直接支払事業	1　中山間地域等直接支払交付金 　中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等	100分の75以内(特認地域は3分の2以内)	交付金の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　中山間地域等直接支払推進交付金 　日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に規定される市町村が1の事業を円滑に実施するために必要な経費 （1）推進事務に必要な経費 （2）確認事務に必要な経費 （3）交付事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	定額	交付金の30%を超える増減	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2　鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 1　鳥獣被害防止総合対策推進事業 （1）　被害防止活動推進 1）推進体制の整備 2）有害捕獲 3）被害防除 4）生息環境管理 5）広域柵の再編整備計画の策定支援 6）サル複合対策 7）鳥類複合対策 8）他地域人材活用 9）ICT 等新技術の活用 10）GIS を活用した被害対策等の可視化定着支援 （2）　実施隊特定活動 1）大規模緩衝帯整備 2）誘導捕獲柵わな導入 （3）ICT 等新技術実証 （4）農業者団体等民間団体被害防止活動 （5）ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1）販売拡大支援 2）搬入促進支援 （6）鳥獣被害対策実施隊体制強化 1）実施隊員の人材育成 2）新規猟銃取得支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・市町村 ・コンソーシアム ・地域協議会の構成員である農業協同組合等で構成される協議会 ※市町村は鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限り、補助事業者及び事業主体となることができる。	・2分の1以内 ・定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる）	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)補助対象経費欄1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 (5)補助対象経費欄3（1）及び3（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	無	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2　鳥獣被害防止総合対策事業	（7）捕獲サポート体制の構築 （8）処理加工施設の人材育成 （9）ICTの活用による情報管理の効率化 2　鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 3　シカ特別対策事業 （1）シカ緊急捕獲対策 （2）シカ特別対策								
		鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 3　鳥獣被害防止総合対策整備事業 （1）　鳥獣被害防止施設 （2）　処理加工施設 （3）　捕獲技術高度化施設 （4）　地域提案 （5）　鳥獣被害防止施設（促進支援分） （6）　鳥獣被害防止施設（経済対策分）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・地域協議会の構成員 ・コンソーシアム	・2分の1以内（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等別に定める要件を満たす場合は、100分の55以内） ・定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる）	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)鳥獣被害防止施設については、施行箇所の変更 (5)処理加工施設ついては、設置場所及び利用計画の変更	無	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	3　えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業	1　事業実施主体が指定した地域において、農業者等を中心とした地域住民が、事業実施主体や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための「えづけＳＴＯＰ！」対策を推進するために必要な下記の取組みに要する経費 （1）みんなで勉強 ①検討会等の開催 ②実習ほ場の設置 （2）守れる田畑・農地づくり ①集落点検調査等 ②調査結果に基づく活動の実施 （3）囲いや追い払い ①侵入防止柵等の整備（国庫補助金の対象とならないものに限る） ②地域ぐるみの追い払い （4）その他特認事項 2　地域で大きな課題となっている鳥獣被害への緊急的な新技術実証に必要な経費 （1）実施体制の整備 （2）実証に係る調査等 （3）囲いや追払い等 ①侵入防止柵等の整備 ②追払い機材等の設置 ③その他（追払い等に係る経費）	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・地域協議会 ・地域協議会の構成員である農業協同組合等の民間団体	定額 1：1地区400千円以内、 2： 1地区1,000千円以内）	1　対象地域の変更 2　補助金額の変更（30%を超える変更）	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	4　未来につなぐふるさと応援事業	中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域において、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱及び同要領に基づいて、市町村等が実施する次の事業に必要な経費 1　指導員等活動支援事業 2　農〇連携事業 3　棚田地域活動支援事業 4　地下水かん養機能等保全活動事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1　熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等 2、3　市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等 4　土地改良区等	1、2、3は、定額 （上限 500 千円） 4は、定額 （上限 1,000 千円）	・事業費の30%を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	5　多面的機能支払事業	1　農地維持支払事業 農業の多面的機能を支える共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 活動組織	100分の75以内	事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔遂行状況報告〕 12月31日	〔遂行状況報告〕 1月15日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）
		2　資源向上支払事業（共同活動） 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費							〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3　資源向上支払事業（長寿命化） 施設の長寿命化を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費								
		4　推進事業 市町村等が以下の事務を実施するために必要な経費 （1）推進・指導事務に必要な経費 （2）確認・審査事務に必要な経費 （3）交付事務に必要な経費 （4）活動組織の体制強化に必要な経費 （5）その他推進に必要となる経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村等	定額	事業費の30%を超える増減	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	6　くまもとジビエ普及拡大支援事業	くまもとジビエコンソーシアム支援 　くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	くまもとジビエコンソーシアム	定額 （上限2,700千円）	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	7　農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和３年４月１日付け２農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和２年４月１日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する以下の事業に要する経費 １　中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組み等 ２　元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援に関する取組み等 ３　農村型地域運営組織形成推進事業 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組み等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	１及び２ ・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。） ア　目的 イ　構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 ウ　意思決定方法 エ　解散した場合の地位の継承者 オ　事務処理及び会計処理の方法 カ　会計監査及び事務監査の方法 キ　その他運営に関して必要な事項 ３　複数集落含む地域協議会	定額（ただし、農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に準じる）	１　事業費の３割を超える増減 ２　事業主体又は事業実施期間の変更	無	要	〔遂行状況報告〕 ・９月30日 ・12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 ・10月15日 ・１月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	8　都市農村交流対策事業	1　市町村等推進事業 農山漁村における都市と農村との交流活動や小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の推進活動を行うために必要な経費、農泊担い手の学び直しを行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体・法人、地方公共団体等が出資する団体、任意活動団体等、知事が特に認めた団体	【補助率】 2分の1以内（上限500千円） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1　事業主体の変更 2　事業費の30%を超える増減 3　その他、知事が必要と認める事項	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農的関係人口創出事業 都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者の創出に繋がる、農泊事業者等が連携した取組みに必要な経費		農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等	【補助率】 定額（上限500千円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	9　中山間地域所得確保対策事業	中山間地域において、所得確保計画を策定又は策定された所得確保計画を見直し、戦略的に生産から販売まで取り組むことにより所得の増加を目指すために行う次の取組等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)国内市場、海外市場に関するマーケット調査 (2)消費者に対する消費動向調査 (3)農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 (4)高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討 (5)所得確保計画の策定又は見直し (6)計画の実践（計画初年度又は計画見直し年度の取組）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）又は農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体） 1　目的 2　構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 3　意思決定方法 4　解散した場合の地位継承者 5　事務処理及び会計処理の方法 6　会計監査及び事務監査の方法 7　その他運営に関して必要な事項	定額（上限5,000　千円／地区）	1　事業実施計画の区域内の農用地面積の 10％以上の変更（ただし、面積の増減が10haに満たないときは除く。） 2　事業費の20％以上の増減 3　事業実施主体の変更	無	要	〔遂行状況報告〕 交付金の交付決定に係る年度の各四半期（交付決定のあった日の属する四半期及び第４・四半期を除く。）の末日 （ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 報告時点の翌月の15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
技術管理課	1　地籍調査事業	市町村が、地籍の明確化を図るため実施する次の事業に必要な経費 1　国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて実施する地籍調査事業	交付決定の日又は交付決定の効力遡及の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村	100 分の 75 以内	・市町村単位での補助金交付額に変更があった場合 ・直接経費、付帯経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の 30%（当該流用先の 30%に相当する額が 300 万円以下であるときは 300 万円）を超える増減 ・調査を行う者、調査地域並びに単位区域、及び調査期間の変更	無	否	［遂行状況報告］ 12 月 31 日 （ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日以内

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
技術管理課	2　ＮＮＤＸ推進事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（令和３年４月１日付け２農振第 3643 号）第２の４の施設情報整備・共有化対策に基づいて実施する事業に要する経費	交付決定の日から３月31日まで	市町村、土地改良区等	100 分の 50 以内	1　計画の廃止 2　計画の期間の変更 3　計画の目標の変更 4　交付対象事業の全体事業費の 30%以上の増減 5　交付対象事業の新設又は廃止	無	否	［遂行状況報告］ 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1　森林整備地域活動支援交付金事業	1　森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、次に示す地域活動を支援するため、対象行為を行う森林所有者等に対し、市町村が当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)森林経営計画作成促進 　森林経営計画の作成及び集約化間伐を実施するために必要な活動	交付決定の日から3月31日まで	(1) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林所有者等	(1) 森林経営計画作成促進 ＜定額補助＞ ①経営委託型 補助額：42,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額:56,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：28,000円/ha) ②共同施業型 補助額：9,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額:12,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：6,000円/ha) ③間伐促進型 補助額：33,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額:44,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：22,000円/ha) ④不在村森林所有者加算（上記①、②、③と併せて実施した場合） 補助額：12,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額:16,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：8,000円/ha)	(1) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1　森林整備地域活動支援交付金事業	(2)森林境界の明確化 　森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化に必要な以下の活動に要する経費 ①　森林境界の測量 ②　①の測量に伴う高性能機器の活用及び基準点等との結合 ③　①の測量に伴うリモートセンシングデータの活用 ④　①の測量に伴う不在森林所有者の立会 ⑤　森林境界案の作成 (3)森林所有者の探索 　森林施業等の合意形成に必要な森林所有者の確認に対する経費 (4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 　森林経営計画及び森林境界の明確化を進める上で重要となる既存路網の簡易な改良	交付決定の日から3月31日まで	(2)(3)(4) 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林所有者等	(2)森林境界の明確化 ＜定額補助＞ ①　補助額：46,500円/ha (ｱ.交付事業費上限額：62,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：31,000円/ha) ②　補助額：13,500円/ha (ｱ.交付事業費上限額：18,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：9,000円/ha) ③　補助額：18,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額：24,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：12,000円/ha) ④　補助額：12,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額：16,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：8,000円/ha) ⑤　補助額：42,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額：56,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：28,000円/ha) (3)森林所有者の探索 ＜定額補助＞ 補助額：4,500円/ha (ｱ.交付事業費上限額：6,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：3,000円/ha) (4)森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備 ＜定額補助＞ 補助額：39,000円/ha (ｱ.交付事業費上限額：52,000円/ha) (ｲ.国費補助上限額：26,000円/ha) 上記(1)、(2)、(3)、(4)ともに、事業実施後の実行経費額がｱを下回った場合は、「ｲ」と「実行経費からｲを控除した額の2分の1を合せた額を補助額とする。なお、(1)、(2)、(3)、(4)において、実行経費額がｲを下回った場合は、10分の10とする	(2)(3)(4) 補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	1　森林整備地域活動支援交付金事業	2　上記1の事業を円滑に実施するため、市町村が行う次に揚げる事務に要する経費 推進事務 ①推進等に関する事務 ②確認に関する事務 ③交付に関する事務	交付決定の日から3月31日まで	市町村	推進事務費 10分の10以内	①、②、③の推進事務に係る経費の相互間における3割を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	2　防災・減災・条件不利地森林整備事業	針広混交林化を促進するため条件不利地での強度の間伐及び流木被害の抑制のための間伐木の移動集積に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・林業事業体 ・特定非営利活動法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員	立木密度等に応じた定額補助 ・間伐：上限643千円/ha ・除伐：上限218千円/ha ・危険木の伐採（除去）：上限917千円/ha ・侵入竹・再生竹除伐：上限1,218千円/ha ・森林作業道（幅員2.5m以下）：1,300円/m ・森林作業道（幅員3.0m）：2,000円/m	・事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第2号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3　次世代につなぐ森林づくり事業	1　再造林促進 (1)再造林のための苗木代 (2)一貫作業システムによる伐採者と植栽者との調整経費 2　広葉樹造林推進 再造林のための広葉樹植栽経費 3　シカ食害防止施設の設置 シカ食害防止施設の設置に要する経費 4　再造林保育支援 造林地の下刈に要する経費 5　荒廃農地森林造成 荒廃農地の植栽等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターを除く。） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）」に規定する特定間伐等促進計画に登載された事業実施主体	1　再造林促進 (1)　苗木代の100分の32以内 (2)　定額（上限35千円／ha） 2　広葉樹造林推進 植栽経費の100分の32以内 3　シカ食害防止施設の設置 定額補助 ・シカ侵入防止柵（通常タイプ）：390円/m以内 ・シカ侵入防止柵（スカートタイプ）：446円/m以内 ・ツリーシェルター：上限1,100,000円/ha以内 4　再造林保育支援 定額補助 ・下刈り（1回刈り）：59,000円/ha以内 ・下刈り（2回刈り）：110,400円/ha以内 5　荒廃農地森林造成 事業費の100分の68以内	補助金額の増減	有 （第9条第2項第2号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3　次世代につなぐ森林づくり事業	採穂園造成 　エリートツリー等の品種系統の明確な母樹による採穂園の造成に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合	・造成地地拵え：定額31.5円/㎡ ・耕起：定額15.3円/㎡ ・植栽：定額92.7円/本 ・施肥：定額46.8円/本 ・シカ防護柵：定額1,012.5円/m ・標識：定額1,476円/本 ・苗木(流通苗(特定母樹含む))： 定額90.0円/本 ・穂木(林木育種場配布苗)： 定額42.3円/本 ・苗木(林木育種場配布苗)： 定額485.1円/本 ・共通仮設費：事業費の7.5%以内	事業費の 30％を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から１ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	3　次世代につなぐ森林づくり事業	1　花粉の少ない森づくり促進事業 スギ人工林を皆伐し、花粉の少ないスギ苗木等や広葉樹に植え替えるために作業ヤードや索道設置に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、再造林及び間伐を実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	定額補助 ・作業ヤードや索道設置を設置した場合 1施行地あたり200千円 ただし、1施行地が5haを超える場合は5haごとに200千円を加算する。	補助金額の変更	有 （第9条第2項第1号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　花粉の少ないスギ苗木生産促進事業 花粉の少ないスギ苗木の生産（分別管理）に要する経費		林業種苗法に基づく生産事業者	定額補助 ・通常生産　3円/本 ・林福連携生産　5円/本 ・採穂作業　3円/本					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4　間伐等森林整備促進対策事業	1　間伐材生産に要する経費 （1）間伐材の生産（不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備（林内作業場、土場等））の実施 （2）関連条件整備活動に要する経費 ①対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ②間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道の整備 ③間伐材の生産と一体的に実施する鳥獣害防止施設	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（以下「熊本県版育成経営体」という。）	定額	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業種目ごとに事業量の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4　間伐等森林整備促進対策事業	2　路網整備に要する経費 （1）林業専用道（規格相当）整備 ①林業専用道（規格相当）整備 ②関連条件整備（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） （2）森林作業道整備 ①森林作業道整備 ②関連条件整備（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）	交付決定日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・熊本県版育成経営体	（1） ①定額 また、合計事業費の10%パーセントを上限として補強を行うことができる ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる （2） ①定額 ②①の事業費には、関連条件整備活動費を計上できる	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業種目ごとに事業量の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4　間伐等森林整備促進対策事業	3　省力・低コスト再造林対策 （1）省力・低コスト造林の支援 ①　主伐時の集材（全木又は全幹集材による末木枝条の搬出・集積に限る。）と再造林の一貫作業に要する経費 ②　省力化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費 ③　２齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費 ④　３齢級以下の林分で行う低密度植栽を実施した箇所におけるつる切に要する経費 （2）（1）の実施に必要な機械器具の整備に要する経費 （3）（1）の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費 ①　対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け ②　長期受委託契約や基金造成等に要する経費 ③　森林作業道の整備 ④　鳥獣害防止施設等の整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額	・事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	4　間伐等森林整備促進対策事業	4　コンテナ苗生産基盤施設等整備 （1）コンテナ苗の生産に係る生産施設装置、生産機械器具と生産資材等に要する経費 （2）コンテナ苗幼苗の生産に係る施設装置、機械器具、生産資材等と普通苗かん水施設等に要する経費 （3）被災したコンテナ苗生産基盤施設等の再整備に要する経費	(1)、(2) 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで (3) 被災した日から事業完了の日又は3月31日まで	・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合	（1）、（2） 花粉症対策苗の生産 １０分の６以内 （3） 被災施設等の再整備 １０分の６以内 上記以外 ２分の１以内	・事業費の30%を超える増減	(1)、(2) 無 (3) 有 （第９条第２項第３条該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	5　森林再生支援事業	1　森林再生支援事業 林業事業体等が再造林又は下刈りの取組拡大のために要する経費 (1)　再造林の実施量増加に係る取組み (2)　下刈りの実施量増加に係る取組み	4 月 1 日から事業完了の日又は3月31日まで	森林経営計画又は特定間伐等促進計画等に基づき、再造林及び下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1)153 千円/ha 以内 (2)30 千円/ha 以内	補助金額の変更	有 (第 9 条第 2 項第 1 号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　林業未経験者雇用支援事業 林業未経験者の雇用・現場従事に係る次の経費 (1)雇用の募集や林業未経験者の現場従事に要する経費 (2)植栽･下刈り作業の従事初期における割増経費		林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りを実施する次の事業者 ・ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会） ・ 特定非営利活動法人 ・ 民間事業者	(1)　104,000 円/人以内 (2) ・植栽　　4,000 円/人･日以内 ・下刈り　5,000 円/人･日以内 （上限各 40 日/人）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	6　自伐林家等育成対策事業（自伐林家体制強化事業）	①　技術の習得・安全衛生研修に係る経費 ②　資機材の整備（レンタル経費を含む。）ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、安全靴、刈払機、チェンソー、ウインチ、軽架線、チッパー、電気柵・土留柵等構造物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信器（LPWA 等）、携帯型 GPS 機器、林内作業車（500 万円未満のもの）、苗木運搬機、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外（小型バックホウは対象とする））	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた３名以上の者で組織する将来にわたり地域の林業経営を担う団体、又は林業者等の組織する団体で知事が認めるものであり、過去３年連続で本事業による補助を受けていないもの	定額補助（1/2 以内）	1　事業内容の変更 2　補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から１ヶ月を経過した日又は３月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	7　シカ被害造林地機能回復支援事業	1　シカ被害防止施設の機能回復事業 過去に設置したシカ被害防止施設の復旧・補植に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	・森林組合 ・生産森林組合 ・森林組合連合会 ・施業実施協定締結者 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・市町村との協定締結者 ・森林所有者（市町村、森林整備法人等を除く） ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)」に規定する特定間伐等促進計画に登載された事業実施主体	定額補助 ①　　点検　2,000円/ha以内 ②　　復旧 ・シカネット全復旧 ・通常タイプ　828円/m以内 ・スカートタイプ　948 円/m以内 ・シカネット一部復旧（ネットのみ） ・通常タイプ　690円/m以内 ・スカートタイプ　809円/m以内 ・シカネット一部復旧（支柱のみ） ・通常タイプ　571円/m以内 ・スカートタイプ　603円/m以内 ③　補植 ・コンテナ苗　218円/本以内 ・裸苗　151円/本以内	補助金額の増減	有 （第9条第2項第2号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　シカ被害防止柵設置事業 国庫補助事業を併用せずにシカ被害防止ネットを設置する場合の資材費			定額補助 ・スカートタイプ：708円/m					
		3　剥皮被害防止資材（バークガード）設置事業 剥皮被害防止資材等の設置に係る資材費			設置本数に応じた定額補助（上限 316,000円/ha） ただし、森林環境保全整備事業との併用の場合は、上限101,288円/ha					
		4　剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）設置事業 剥皮被害防止資材（ヒノキ等枝条）の設置に要する経費			設置本数に応じた定額補助（上限 208,000円/ha）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	8　林業・異業種連携路網整備促進事業	1　軟弱地盤対策事業 林業専用道（規格相当）の林建連携による開設に要する次の経費 軟弱地盤で通常より厚く施工する路盤工に要する経費	4月1日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	・森林組合 ・森林組合連合会 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体	定額補助 5,000 円/m以内	1　路線の新設及び廃止 2　路線ごとの事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第 2 号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月 31 日のいずれか早い日
		2　森林作業道整備推進事業 次の条件を満たす森林作業道の林建連携による開設又は改良に要する経費 ①熊本県森林作業道作設指針に適合するもの ②森林経営計画に基づき森林環境保全整備事業で整備するもの			事業費の 100 分の 15 以内		有 （第9条第2項第 3 号該当）			

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	9　林木育種改良事業	1　山林種苗振興対策 苗木生産者の育苗技術向上や後継者の確保、さらに苗木の安定供給を図るため、熊本県樹苗協同組合が組合員に対して行う、教育指導事業に要する経費 教育指導事業 ①育苗技術指導 ②経営指導 ③後継者育成 ④苗木需給調整	4月1日から事業完了の日又は3月20日まで	熊本県樹苗協同組合	2分の1以内	補助事業に要する経費の配分の30%を超える増減	有 （第9条第2項第1号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月25日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	10　くまもとの県土を保全する林業推進事業（林地保全に配慮した林業実践先導事業）	1. 車両系集材、架線系集材（スイングヤーダを除く）の両方の手法を採れる伐採現場において、架線系集材を用いて伐採作業を実施した場合のかかり増し経費 2. 架線系集材（スイングヤーダを除く）に必要な機材や人材（有資格者等）を有していない者が、新たに架線系集材を実施した場合の機材や人材の借り入れ等に係る経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	1, 2. 林業労働力の確保に推進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条に基づき熊本県知事の認定を受けている林業事業体	1. 定額補助 上限 80 万円 ※1 箇所当たり 2. 定額補助 上限 60 万円 ※1 箇所当たり	補助金額の変更	有 （第 9 条第 2 項第 2 号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了日	〔実績報告〕 事業完了の日の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補 助 率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林整備課	11　花粉の少ない森林への転換促進事業	1　花粉の少ない森林への転換促進のための森林経営計画の作成・変更等、伐採並びに花粉の少ない苗木への植替えの促進に要する経費 2　1を実施しようとする林業経営体等の取りまとめ、事業主体への補助金の交付並びに事業実施の指導監督に要する経費	応募申請の承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 民間事業者、林業経営体 【事業主体】 林業経営体、森林所有者	定額	1　補助対象経費の新設又は廃止 2　補助金額の変更	有 （第9条第2項第2号該当）	否	〔事業遂行状況報告〕 応募申請の承認の日の直近の9月30日 〔実績報告〕 事業完了日	〔事業遂行状況報告〕 別途定める日 〔実績報告〕 事業完了の日の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1　くまもとの森林環境教育推進事業	1　くまもとの木育団体育成事業 ①　育成段階（初期） 県産木材を使ったものづくり体験など木育の取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組でないこと。 ②　育成段階（中期） 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内全域において実施する場合に要する経費 ＜採択基準＞※ ア　地域数及び回数 県広域本部管内４地域のうち、２地域以上実施すること。 イ　開催規模 １回は概ね100人以上、１回は概ね50人以上に、ものづくり体験を提供すること。 ウ　木育の取組実績 過去３年間において、①の補助事業の実施又は木育に関する県委託事業の受託の実績を有すること。 ※　災害等により、特定の地域、人数での開催ができない場合を除く。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	県等が認定する木育のインストラクターが所属する木育の取組を行う団体 なお、②育成段階（中期）においては、木育のインストラクターが2人以上所属していること ただし、令和7年度以降、育成段階（初期）、育成段階（中期）について、各段階内での補助実施団体の申請は、最長3年度を限度とする。	①定額（上限500千円） ②定額（上限1,500千円））	1　補助対象事業の主要部分（事業内容）の変更 2　補助金額の増又は30%以上の減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1　くまもとの森林環境教育推進事業	2　くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の開催、啓発パンフレットの作成その他の普及啓発に要する経費並びに木材の生産から消費までに関する団体等による各種活動の支援に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2　豊かな森林づくり人材育成事業	1　林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要な管理経費 事業推進費等に要する経費 2　林業労働力確保支援センター事業 （1）広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談活動、就業促進フェアへの参加等に要する経費 （2）改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 （3）新規就業者支援事業 新規就業者の就業定着化のための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費 3　林業担い手研鑽事業（林業技能競技会の実施等） 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費 4　新しいくまもとの造林作業者確保支援事業 造林・保育作業従事者の賃金を引上げる林業事業体、または造林作業に従事する者を新たに雇用した林業事業体の法定外福利厚生の取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 5　林業従事者確保促進事業 月給制を導入した事業体が実施した、経営コストカットや生産性・収益性向上などの取組みに要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	1、2，3 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体 5 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 認定事業体	1、2、3 10分の10以内 4 定額（ただし、従事者1人あたり上限10万円以内） 5 定額(ただし、事業体1社あたり上限200万円以内)	補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2　豊かな森林づくり人材育成事業	6　林業技能向上促進事業 （1）林業技能検定の受検に要する経費 （2）林業技能検定を受検する者を対象とした研修会開催に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	6 （1） 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 （2） 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）	6 （1）定率 （2分の1以内） （2）定額 （上限150万円以内）	補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	3　くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程（就業準備給付金）】	くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程】を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を満たす者に対して支給する就業準備給付金（月額12.9万円以内）及びその支給に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）	10分の10以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	４　くまもと県産材需要拡大総合推進事業	木材関係団体が行う次の事業に要する経費 （１）木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、調査等の事業に要する経費 （２）木材産業振興対策事業 木材業・製材業の振興発展を図るため、教育情報事業、共同購入、組織の強化等の事業に要する経費 （３）県産材需要促進事業 木材需要拡大のための各種広報、催事、情報収集等に要する経費 （４）県産材需要拡大消費者対策事業 森林・林業・木材産業の重要性や木材利用の意義等をマスメディアによるＰＲに要する経費 （５）選ばれるＪＡＳ製材実現支援事業 「選ばれるＪＡＳ製材」の実現に向けた取組みを促進するため、技術的な支援や情報発信等の需要喚起に関する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（１） 一般社団法人熊本県木材協会連合会 （２） 熊本県木材事業協同組合連合会 （３） くまもと県産材振興会 （４）林業・木材産業活性化広報協力事業協議会 （５）一般社団法人熊本県木材協会連合会	(1)、(2)、(3) 定額 （４）、(5) 2 分の 1 以内	事業費の 30％以上の増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	5　特用林産物流通促進事業	1　竹産業振興事業 熊本県竹産業振興会が竹産業の振興対策として実施する以下の取組に要する経費 （1）商品開発、市場調査、先進地等の視察研修 （2）消費宣伝イベントなど需要拡大活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1　熊本県竹産業振興会	1 定額	1 (1) 補助金額の増又は30%を超える減 (2) 補助対象経費の30%を超える増減	1 有 （第9条第2項第3号該当）	1 否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　特用林産物販路拡大推進事業 熊本県森林・林業・木材産業基本計画にいう主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭）及びその他必要と認められる作目の販路確保・拡大に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）商談会等への参加 （2）アドバイザー等を活用した販売戦略の検討 （3）宣伝用パネル、チラシ等の作成		2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び生産者等の組織する団体等	2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	2 (1) 補助金額の増又は30%を超える減 (2) 事業主体の変更 (3) 補助対象経費の30%を超える増減	2 無	2 要		
		3　竹たけのこ生産支援事業 地域の竹林（所有者3戸以上）の集約化・整備に関する次の取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 （1）竹林整備計画作成 （2）竹林整備		3 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、竹	3 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率又は補	3 (1) 補助金額の増及び30%を超える減 (2) 事業主体の変更 (3) 補助対象経費の追加及び廃止 (4) 補助対象経費毎の	3 無	3 要		

		（３）簡易作業道整備 （４）伐竹機械等導入(ﾚﾝﾀﾙ及びﾘｰｽに限る) （５）安全・省力化装備の導入（防護ｽﾞﾎﾞﾝ、ｱｼｽﾄｽｰﾂなど） （６）講習会の開催 （７）伐竹用ﾁｪﾝｿｰ等の導入 ※（２）竹林整備は必須とする。		産業振興会の構成員、伐竹事業者、林研グループ、NPO 法人、林業者等地域住民の組織する団体	助金額は次のとおりとする (1) 定額（上限 500 千円） (2) 補助対象経費の 2 分の 1 以内 (3) 定額 400 円/m（200m/ha を上限） (4)(5)(6)(7) 補助対象経費の 2 分の 1 以内	30%を越える増減 (5)事業実施個所の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	6　特用林産物施設化推進事業	熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類）及びその他必要と認められる作目の振興対策に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ◇事業区分 １　加工・流通・衛生管理施設の整備 ２　安定生産施設整備 ３　原木しいたけ種駒購入 ＜採択基準＞ ◇事業区分１～２ ①　施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの ②　林業者の組織する団体においては受益戸数３戸以上 ③　事業規模は３０万円～３００万円 ◇事業区分３ ①　原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする ②　年間植菌数が２０，０００個以上で、かつ生産計画等が適切なもの ③　参入時（１年目）及び２年目の植菌に要するもの	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	10 分の 3 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10 分の 10 以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の 10 分の 3 以内を限度とする 原木しいたけ種駒購入補助については、生産者１人あたり 40 千円を上限とする （なお、市町村の支援額 10 分の 1 以上、ただし、広域団体を除く また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする）	1. 補助金額の増又は 30%以上の減 2. 事業主体の変更 3. 補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	7　林業・木材産業振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 事業費 （1）先進的な林業機械等の整備 （2）特用林産振興施設等の整備 （3）木材加工流通施設等の整備 （4）木造公共建築物等の整備 （5）木質バイオマス利用促進施設の整備 （6）付帯事業 （1）～（5）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 （1）市町村、森林整備法人等、育成経営体 （2）市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、特認団体 （3）市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人で事業構想に記載された事業実施主体 （4）市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 （5）市町村、森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、民間事業者等 （6）上記(1)～(5)の事業実施主体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費 協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会	定額			否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件		交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	8　市町村営林道開設事業	市町村が実施する林道開設事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	1　過疎地域、振興山村地域に係るもの 100分の51以内 2　その他の地域に係るもの 100分の46以内 3　地方創生道整備推進交付金の年度間融通を適用する場合は、地域再生計画に定める事業期間内で上記1又は2の補助率以内（ただし、県の補助率は100分の1以内）	交付決定ごとの補助金額の変更	1　施行路線の変更 2　施行路線の位置又は全幅員の変更 3　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	9　市町村営林道点検診断・保全整備事業	市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内	事業費又は補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	10　市町村営林道改良事業	市町村が実施する林道改良事業及び林道舗装事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道改良事業 1　幹線 100分の51以内 2　その他 100分の31以内 林道舗装事業 1　幹線 100分の51以内 2　その他 300分の103以内	施行路線ごとの補助金額の変更	1　施行箇所の変更 2　施行位置工種の変更 3　施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	11　単県林道事業	市町村が実施する国庫補助事業の採択要件に該当しない箇所の林道の改良、舗装、林道化促進事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	改良、舗装、林道化促進事業に係るもの 10分の4以内	1　施行路線ごとの補助金額の変更 2　施行箇所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

<table>
<tr><th rowspan="2">課名</th><th rowspan="2">事　業　名</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助対象期間</th><th rowspan="2">補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）</th><th rowspan="2">補助率
又は
補助金額</th><th rowspan="2">計画変更
申請要件</th><th rowspan="2">交付決定前着手承認の適用除外の有無</th><th rowspan="2">事業計画承認申請の要否</th><th colspan="2">事業遂行状況報告
及び実績報告</th></tr>
<tr><th>報告時点</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td>林業振興課</td><td>12　過年林道災害復旧事業</td><td>林道施設
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するために要する経費
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたもの。</td><td>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</td><td>市町村</td><td>林道施設
奥地　100分の65以内　、　その他　2分の1以内
(1)林道災害復旧事業のうち法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず下記の区分による
ア奥地幹線林道に係るもの　該当部分の10分の9
イ　〃　該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10
ウその他の林道に係るもの　該当部分の4分の3
エ　〃　該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85
(2)激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの（以下、この項において「通常補助控除額」という。）が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする</td><td>経費配分の変更
林道施設
(1)補助金額の変更
(2)施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額

事業内容の変更
林道施設
(1)施行箇所の変更
(2)施行箇所ごとの復旧延長の変更
(3)その他査定の趣旨に相違すると認められる変更</td><td>無</td><td>否</td><td>〔実績報告〕
事業完了時
ただし、繰越を行う場合は3月31日</td><td>〔実績報告〕
事業完了の日から20日を経過した日</td></tr>
</table>

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	13　現年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（以下「暫定措置法」という）第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施に要する経費 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたもの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設 奥地　100分の65以内　　、　その他　2分の1以内 (1)林道災害復旧事業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず次の区分による ア奥地幹線林道に係るもの　当該部分の10分の9 イ　〃　当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10 ウその他の林道に係るもの　当該部分の4分の3 エ　〃　当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85 (2)激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下この項において「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする 査定用設計委託費等　　2分の1以内	経費配分の変更 林道施設 (1)補助金額の変更 (2)施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額 事業内容の変更 林道施設 (1)施行箇所の変更 (2)施行箇所ごとの復旧延長の変更 (3)その他査定の趣旨に相違すると認められる変更	無	否	林道施設 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日 査定用設計委託費等 〔実績報告〕 事業完了時	林道施設 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日 査定用設計委託費等 〔実績報告〕 知事が別に定める補助金交付申請書をもって代えることができるものとする

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	14　林業・木材産業生産性強化対策事業	合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力を高めるため、市町村等が以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)木材加工流通施設等整備 (2)品目転換施設整備 (3)高度加工処理施設整備 (4)ストック強化 (5)木造公共建築物等の整備 (6)先進的な林業機械等の整備 (7)特用林産物省エネルギー化施設等整備 (8)木質バイオマスエネルギー転換促進対策 (9)付帯事業 (1)～(4)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等 ※工種又は区分の詳細は、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の別表１を参照	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 (1)～(4)市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人等 (5)市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 (6)市町村、森林整備法人等、育成経営体、森林組合連合会等 (7)市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人等 (8)市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI 事業者及び民間事業者等 (9)上記(1)～(4)の事業実施主体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は３月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	15　きのこの生産資材高騰対策事業	きのこの次期生産に必要な生産資材の高騰に伴い増加した経費	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで又は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで （令和8年度実施分） 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで又は令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	【補助事業者】 1　取組実施者 市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者 2　取りまとめ者 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者	定額 （「きのこの生産資材高騰対策事業実施要領」の別表1に定める額とする）	1　補助金額の変更 2　事業主体の変更 3　補助対象経費の追加又は廃止	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	16　林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入（リース）に要する経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）	1/3 以内 ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸの場合は 1/4 以内。 ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ、ﾛﾝｸﾞﾘｰﾁﾊｰﾍﾞｽﾀ、ﾛﾝｸﾞﾘｰﾁｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ及びﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ並びに架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたｼｽﾃﾑの場合は 4/10 以内。 以下の要件を全て満たす場合は、1/2 以内 ・実践体制評価を受け認定されている。 ・年間 5,000 ㎥以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して５年目までに 9,000 ㎥以上の素材生産量が達成できる。 ・機械の導入の翌年度から起算して５年目までに都道府県計画に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できる。	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17　くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業	事業主体が行う次の事業に要する経費 1　県産資材提供事業 ①県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 （1）県産木材 （2）県産緑化木 ②顔の見える木材での家づくり事業 ①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等が行う県産木材の良さを感じてもらうための効果の高い産地等見学会実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2　木を活かした景観づくり事業 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 3　木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	1 ①県産資材提供事業 （1）一般社団法人熊本県木材協会連合会 （2）熊本県樹芸農業協同組合 ②顔の見える木材での家づくり事業 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 ①県産資材提供事業のうち木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等 2 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性が高いと認められる団体 3 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性の高いと認められる団体、県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）	1①　定額 ②　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限50万円とする 2　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする 3　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17　くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業	4　木製品導入補助事業 幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等における木製品の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	4 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 県等が認定する木育のインストラクターが所属する幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等	4 補助事業者：定額 【事業主体への間接補助の場合】 2分の1以内 ただし、補助金上限500千円とする。また、机と椅子については1人分各5千円を上限とするまた、それ以外の木製品については、15万円を上限とする。	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	18　緑化木需給安定対策事業	(1)供給体制安定化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体制の整備及び流通体制の整備等に要する経費 (2)広報・販売体制強化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する広報活動や販売体制の強化に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県樹芸農業協同組合	(1)定額 (2)補助対象経費の2分の1以内	補助金額の変更	(1)有（第9条第2項第3号該当） (2)無	(1)否 (2)要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	19　脱炭素に向けた間伐材利用推進事業	間伐材を素材市場や製材工場等へ出荷した森林所有者等に対して、当該森林が所在する市町村が間伐材流通に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等、森林所有者と間伐材出荷に係る委託契約を締結した森林組合、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた事業体、「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領に基づき認定を受けた経営体 いずれも、「林業技能士」※が在籍していること ※事業実施年度において林業技能検定を受験する者が在籍する場合も含む	10分の10以内 ただし、 事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を上限とする また、 素材市場に出荷した場合は、上限1,700円/㎥、製材工場等に直送した場合は上限1,200円/㎥とする	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	20　ICT 技術活用促進事業	施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有等のための、以下のソフトウェア導入に要する経費。 ①施業提案ソフト ②木材検収ソフト ③日報管理ソフト	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	・林業労働力の確保の推進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 5 条に基づき知事認定を受けている林業事業体 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定して林業経営体（熊本県版育成経営体）	2 分の 1 以内	・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	21　新たな林業ビジネスモデル構築支援事業	林業事業体が主体的に行う経営力強化に向けた新たなビジネスモデル構築に必要な施設の整備に要する経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	林業事業体、農業協同組合・農事組合法人（特用林産分野に限る）、地域材（竹材含む）を利用する法人	2分の1以内	・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	［実績報告］ 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	［実績報告］ 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	22　中大規模木造建築物推進事業（くまもと木の街づくり設計支援事業）	熊本県内で実施する非住宅・中大規模（延べ面積300㎡超）の木造建築物の設計費用に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 設計業務を行う民間事業者	定額 【事業主体への間接補助の場合】 設計費用の2分の1以内とし上限100万円とする。	・補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	23 若手等担い手確保促進事業	1　省力化、労務軽減、生産性向上に資する新技術の導入に要する経費 2　熱中症対策に資する機器の導入に要する経費 3　通信確保のための通信機器等の導入に要する経費 4　多様な人材の就業環境改善に資する機器等の導入に要する経費 5　推進事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 【事業主体】 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条に基づき知事認定を受けている林業事業体（認定事業体）	1～4 2分の1以内 5 定額	補助金額の増又は30%以上の減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	24　特用林産物施設化推進物価高騰対策事業	熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める特用林産物（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類等）の生産振興を図るため、以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ◇事業区分 1　加工・流通・衛生管理施設の整備 2　安定生産施設整備 3　生産性向上・高品質化施設整備 4　原木しいたけ種駒購入 ＜採択基準＞ ◇事業区分１～３ ①　施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの ②　林業者の組織する団体においては受益戸数３戸以上 ③　事業規模は３０万円～３００万円 ただし、「林業・木材産業循環成長対策交付金」及び「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金」の対象外となっている施設等については３０万円以上 ◇事業区分４ ①　原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする ②　年間植菌数が 20,000 個以上で、かつ生産計画等が適切なもの ③　参入時（１年目）及び２年目の植菌に要するもの	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	10分の3以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内を限度とする。 原木しいたけ種駒購入補助については、生産者１人あたり40千円を上限とする。 （なお、市町村の支援額10分の1以上、ただし、広域団体を除く。 また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする。）	1　補助金額の増又は30%以上の減 2　事業主体の変更 3　補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	25　被災木材加工流通施設等復旧対策事業	市町村等が、被災した木材加工流通施設等の復旧・再整備等を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	令和 8 年 7 月 28 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村及び広域団体 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 令和 8 年熊本地震の被災事業体（森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人等）	10 分の 6 以内 ただし、共同利用施設の場合は 4 分の 3 以内	・　事業主体の変更 ・　補助金額の増減を伴う変更	有 （第9条第2項第 3 号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	1　単県治山（市町村営）事業	市町村が熊本県単独治山事業実施要領に基づき実施する次の事業に要する経費（本工事費及び工事雑費に限る） 1　単独補助治山事業 2　自然災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	県地域防災計画箇所に該当するもの 3分の2以内 県地域防災計画箇所以外で市町村地域防災計画に該当するもの 2分の1以内	1　補助金額の変更 2　施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3　治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4　山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	要	〔実績報告〕 事業完了時ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の4月15日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	2　未来につなぐ森づくり事業	(1)県民みんなによる森づくり活動の支援 ア　団体等による森づくり ①　植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り、森林病害虫防除等の森林整備作業に要する経費 ただし、竹林整備は対象としない。 ②　森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③　説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用 ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。 イ　森林環境教育推進 ①　植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動に要する経費 ②　森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修に要する経費 ③　説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修に要する費用 ④　森林環境学習の実施に要する経費 ⑤　森林環境学習の実施に必要な事前の下刈り、危険木伐採等の現地整備 ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める実行経費とする。 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）ア ＮＰＯ法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 （ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。） （1）イ ＮＰＯ法人 農林業者の組織する団体 住民等の組織する団体 （ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。） 学校教育法第1条に定める学校 （ただし、大学及び高等専門学校は除く。） 児童福祉法第39条に定める保育所及び第39条の2に定める幼保連携型認定こども園 ＰＴＡ等(保護者会、緑の少年団育成会を含む。） 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 (ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。）	資材費等の実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て） ただし、未来につなぐ森づくり事業実施要領別表に定める補助率とする。	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	2　未来につなぐ森づくり事業	(2)森林空間活用・整備 ア　森林空間の活用 　森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業を創出するために必要な以下の経費 ①　合意形成 ②　基礎調査 ③　人材育成 ④　プラン作成、実証 イ　森林空間の整備 　森林空間や地域資源を活用した森林サービス産業の推進に資する以下の経費 ①　森林整備 ②　路網整備 ③　標識類整備 ④　休憩施設 ⑤　安全防護施設 ⑥　利便性向上施設	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村及び市町村等が参画する地域協議会 商工会議所 地域商社 地域づくりに取り組む団体等 （ただし、市町村以外が事業主体となる場合については、規約等があり、総会が開催されていること。）	実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）。 ただし、補助事業者ごとに総額200万円を上限とする。	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象事業の新設又は廃止	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	3　森林・山村地域活性化振興対策事業	地域協議会が活動組織に対して交付する森林・山村地域活性化振興対策交付金に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日までに行われる活動	熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	(1) 地域活動型 （森林資源活用） 15,000円/ha以内（初年度） 14,500円/ha以内（2年目） 14,000円/ha以内（3年目） (2) 地域活動型 （竹林資源活用） 41,500円/ha以内（初年度） 38,000円/ha以内（2年目） 34,500円/ha以内（3年目） (3) 複業実践型 23,800円/ha以内（初年度） 22,000円/ha以内（2年目） 20,200円/ha以内（3年目） (4) 機能強化 100円/m以内 (5) 関係人口創出・維持 6,200円/年 (6) 活動推進費 4,700円以内（年間当たり）	1　県交付金の増又は30%を超える減 2　事業内容の主要な部分の変更（区分の追加又は廃止）	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	4　シカによる森林被害調査・地域対策支援事業	①　林業者によるシカ捕獲技術向上に向けた取組みに要する経費 　基礎知識セミナー、わな設置研修会、止め刺し講習会等の開催等に要する経費 ②　ＩＣＴ導入による効率的な捕獲手法の検証に要する経費 ・モデル地域における捕獲手法の検討に要する経費（箱わなリース・設置、くくりわな購入・設置、囲いわな購入・設置等） ・ＩＣＴ導入促進・技術向上に要する経費（センサー機器設置・管理、管理・運用講習会の開催、ドローンによる撮影等） 　ただし、シカによる森林被害調査・地域対策支援事業実施要領別表に定める実行経費とする。	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、森林組合、猟友会及び森林所有者等で構成される地域協議会	・資材費等の実行経費の10分の10以内（千円未満切り捨て）	①補助金額の増又は30%以上の減 ②施行箇所の変更 ③補助対象活動の新設又は廃止 ④新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託）	無	否	〔事業遂行状況報告〕 知事が報告の必要があると判断して求めたとき 〔実績報告〕 3月31日	〔事業遂行状況報告〕 報告内容に応じて適宜判断する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
森林保全課	5　林地崩壊防止事業	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて災害関連緊急治山事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設を設置し災害の防止を図るために要する経費。 経費は、事業の施行に必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費、工事雑費の合計額並びに事務雑費とする。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村	4 分の 3 以内	1 補助金額の変更 2 施行箇所の変更（新設又は廃止を含む） 3 治山ダム工、護岸工、水制工及び流路工の施工位置の変更又は新設、廃止 4 山腹基礎工の新設又は廃止（土留工の数の増減を含む）	無	否	〔事業遂行状況報告〕 6 月 30 日 9 月 30 日 12 月 31 日 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔事業遂行状況報告〕 7 月 15 日 10 月 15 日 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日 ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は補助金交付決定年度の翌年度の 4 月 30 日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	1　水域環境クリーンアップ事業	海岸清掃に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の10分の10以内（上限 1,330千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2　水産多面的機能発揮対策事業（活動支援事業交付金）	地域協議会が活動組織（あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。）に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の15以内、ただし、端数処理により総事業費に占める県・市の負担割合が30/100を下回る場合は、30/100を上回るまで端数を加えた額以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	3　漁民の森づくり事業	1　植栽、下刈り、間伐、枝打ち、つる切りの森林整備作業に要する経費 2　森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修に要する経費 3　海岸等の清掃に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業者等の組織する団体 （ただし、非営利団体としての規約等があり、総会が開催されていること） なお、海岸等の清掃を行うことができる団体は、水とみどりの森づくり税関連事業（上下流連携森林整備促進事業及び水とみどりの森づくり活動支援事業）により植栽等を実施した団体又は実施しようとしている団体であること	・2,000 千円以下は100分の100 ・3,000 千円以下の2,000 千円を超える分は100分の70 （上限270万円） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10 分の10 以内 ただし、事業主体に係る補助率は上記補助率と同じとする	1　補助金額の増 2　補助金額の 30％を超える減 3　事業主体の変更 4　補助対象活動の新設又は廃止 5　新たな機械・器具の購入（単価が3万円以上のもの）又は新たな委託	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4　熊本県漁業協同組合連合会が、上記1から3の経費に対して補助する場合における事務及び指導等に要する経費			補助対象経費1から3の活動にかかる経費の100分の5以内					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	4　浜の活力再生加速化支援事業	1　浜の活力再生加速化支援事業 各地区の「浜の活力再生プラン」に掲げる以下の取組みに要する経費 （1）国庫補助事業に取り組む場合において、その対象とならない漁業コスト削減や、水産物の価格向上など経営体質の強化を図る取組みに要する経費 （2）広域浜プランの策定とその取組みの実施に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）地域水産業再生委員会、広域水産業再生委員会 （2）広域水産業再生委員会	（1）対象経費の2分の1以内 （2）対象経費の2分の1以内（上限500千円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　浜の活力再生交付金事業 浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の整備に要する経費		市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会 水産業の発展を目的とする団体又は法人	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減		否	【中間報告】 9月30日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 【実績報告】 事業完了の日から起算して20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	4　浜の活力再生加速化支援事業	3　水産業共同利用施設整備交付金事業 共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合 熊本県漁業協同組合連合会	事業費の 3 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とする	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は 30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	5　未来の漁村を支える人づくり事業	新規漁業就業者の確保定着に向け、地域の仕組みづくりを支援するとともに、漁業就業者の定着に向けた取組に要する経費 (1)　新規就業者育成支援 新規漁業就業者の受入体制整備や漁業体験等の受入れのための実践活動に要する経費 (2)　マッチング支援 国等の研修事業の開始前に、新規就業希望者と漁業種類、指導漁業者、漁村生活とのマッチングを支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (3)　着業後のフォローアップ研修支援 営漁計画認定者に対して漁業技術の習熟、複数漁業による経営安定に向けた実践研修を支援する取組に要する経費に対して、市町が補助する場合における当該補助に要する経費 (4)　漁船導入支援 新規漁業就業者が操業に必要な漁船の導入に要する経費 (5)　漁業経営発展支援 就業後10年以内の漁業者が、経営改善を目的として、新たな漁業への参入や販路拡大等の取組みに要する経費 (6)　漁業就労環境改善支援 就労環境改善を目指す漁業者が、作業負担軽減のためのアシストスーツの導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) ①市町単位で地域ごとに設立した協議会、市町 ②熊本県漁業就業支援協議会 (2)、(3) 【補助事業者】 市町 【事業主体】 漁業協同組合 (4)、(5)、(6) 漁業協同組合	(1) ①補助対象経費の1/2以内 ②定額 （上限：500千円） (2)、(3) 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする (4)補助対象経費の1/2相当額の1/2以内（上限：漁船1,000千円） (5) 定額 （上限：250千円） (6)定額	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	6　有明海・八代海再生事業	八代海におけるクルマエビ等のエビ類の共同放流事業に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7　さかなを守り育む豊かな海づくり事業	1　共同放流事業 （1）栽培漁業地域展開協議会の活動に要する経費 （2）資源造成型栽培漁業の実践に要する経費 （種苗の購入・中間育成・放流・調査等に要する経費）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県栽培漁業地域展開協議会	対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの間の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　活力ある漁船漁業推進事業 資源管理計画を策定した漁業者等が行う豊かな海づくりの活動に要する経費		漁業協同組合、漁業者グループ、市町村	対象経費の2分の1以内（上限 425千円／計画）	事業内容の主要な部分の変更	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	8　赤潮対策事業費	1　赤潮早期対策事業 漁業者が赤潮初期発生海域で実施する防除作業に要する経費 2　へい死魚再生利用緊急推進事業 赤潮でへい死した養殖魚を再生利用するために必要な保管運搬用資材の整備、へい死魚の運搬及びへい死魚処理に要する経費 ただし、養殖業者や市町職員等の人件費を除く	1　4月1日から事業完了の日又は3月31日まで 2　交付決定の日又は赤潮被害が確認された日（6月23日）から事業完了の日又は3月31日まで	1 【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 漁業協同組合 2 【補助事業者】 市町、熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 市町、熊本県海水養殖漁業協同組合	1　定額 2　対象経費の3分の1以内	① 事業内容の主要な部分の変更 ② 事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更 申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	9　水産業物価高騰緊急対策事業	1　水産業物価高騰緊急対策事業 物価高騰対策に資する共同利用施設の整備・改修等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 漁業協同組合 （ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合） 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	事業費の3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　未来の担い手サポート事業 物価高騰対策に資する漁具等の導入・改修等に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合 【事業主体】 漁業者	2分の1以内 （上限250千円/漁業者）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	10　赤潮被害緊急総合対策事業	1　モニタリング体制構築及び発生抑制対策等実証事業 海況観測ブイ及び携行可能な観測機器等による赤潮モニタリング体制構築の実証、各種底質改良剤、赤潮駆除剤の比較試験及び貝類複合養殖等による赤潮発生抑制対策の実証等の赤潮被害軽減対策の実証に要する経費 但し、２赤潮被害軽減対策事業を除く	4月1日から事業完了の日又は3月31日	【補助事業者】 市町、漁業協同組合 【事業主体】 市町、漁業協同組合、養殖業者	定額	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　赤潮被害軽減対策事業 生簀の大型化及び足し網・底枠の導入等の赤潮被害軽減対策に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合 【事業主体】 漁業協同組合、養殖業者	補助対象経費の2分の1以内 （※ただし、大型生け簀の導入分についてのみ5分の3以内）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	11 くまもとの水産物輸出安定化緊急支援事業	県産水産物の輸出安定化に向けたPR資材等の作成や、商談会等の営業活動に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県水産物輸出促進協議会	補助対象経費の2分の1以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	12　水産多面的機能発揮対策事業（活動支援事業交付金）(令和７年度補正予算)	海洋環境の変化によって著しく低下した漁場機能を速やかに復旧・回復させるため、地域協議会が活動組織（あさりの増殖等を目的とした干潟等の保全を行う場合、外国産のアサリの蓄養が行われている共同漁業権漁場内で活動する活動組織は除く。）に対して交付する保全活動支援事業交付金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	熊本県水産多面的機能発揮対策協議会	対象経費の100分の15以内	事業内容の主要な部分の変更	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	13　漁業生産性向上対策支援事業 （令和７年度補正予算）	漁業者が実施する食害生物の駆除に係る経費の一部や追い払いに必要な機材等の購入に要する経費 １　チヌ等の食害生物の駆除 （１）チヌ等の駆除に使用する刺網等の購入費の補助 ２　カモの駆除や追払い （１）カモの駆除に係る傭船料の補助 （２）カモを追払うための夜間照射レーザー等の購入費の補助	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 熊本県漁業協同組合連合会 【事業主体】 漁業協同組合	２分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30%を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	14　養殖業総合推進事業	1　ノリ養殖及び適正養殖業者認証制度等に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】・【事業主体】 熊本県漁業協同組合連合会	対象経費の100分の50以内 （上限45万円）	1　事業内容の主要な部分の変更 2　事業種目のそれぞれの30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　マガキ試験養殖に要する経費 3　海藻類品種改良・食害対策試験に要する経費		【補助事業者】 漁業協同組合、市町 【事業主体】 市町、養殖業者、 漁業協同組合及び支所	対象経費の10分の10以内 （上限30万円） ただし、令和6年度(2024年度)以降に、カキ類・海藻類補助支援事業（新たな稼げる養殖業推進事業・新たな稼げる養殖業事業化推進事業）を活用した事業主体が実施する場合は以下の補助率とする。 ・20万円以下は100分100 ・20万円以上30万円以下は100分の50					
		4　販売促進活動等県生産者協議会に要する経費		【補助事業者】・【事業主体】 熊本県産カキ類生産者協議会	対象経費の10分の10以内 （上限1,596千円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	15　元気な浜づくり普及推進事業	水産物流通促進事業 　漁業者や漁協が行う、流通・加工業者等の民間企業と連携した６次産業化へ向けた取組みや、県産水産物の認知度向上に向け、関係団体が行う魚食普及活動等に要する経費 （１）６次産業化 ６次産業化等に向けた取組に要する経費 （２）魚食普及活動 魚食普及活動推進のため、さかな料理教室等の実施に要する経費 （３）販売力強化 くまもと四季のさかな等を軸とした販売力強化の取組に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	（１） 漁業協同組合 （内水面漁業協同組合を除く） （２） 熊本県魚食普及推進協議会 （３） 熊本県鮮魚販売組合連合会	（１） 対象経費の内、100万以内については２分の１以内、100万を超える部分については３分の１以内 （２）、（３） 対象経費の２分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30％を超える減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	16　漁業生産資材価格高騰緊急対策事業	1　漁業資材コスト緊急低減事業 「浜の活力再生プラン」または「浜の活力再生広域プラン」（以下「浜プラン等」という。）に基づく漁業所得向上等に寄与する資材の価格高騰に伴い増加した経費	令和８年４月１日から令和８年12月31日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	３分の１以内	１　事業内容の主要な部分の変更 ２　補助金額の増又は30％を超える減	有 （第９条第２項第３号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日
		2　漁業経営安定対策緊急支援事業 漁業協同組合等が所有する共同利用施設における電気料金の高騰に伴い増加した経費	令和８年６月１日から令和８年９月30日まで	漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会（ただし、浜プラン等を策定、または策定に取り組んでいる組合）	２分の１以内		有 （第９条第２項第２号該当）		無 （第19条第２号該当）	―

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	17　赤潮被害緊急対策事業	1　代替魚購入支援事業 （1）　赤潮被害を受けた養殖業者が、へい死した養殖魚介類（養殖共済対象魚介類に限る。）に代わる代替魚等を購入する場合において、市町が漁業協同組合を経由して、各養殖業者に対して、代替魚等の購入及び運搬に要する経費への補助を行う場合における当該補助に要する経費 （2）　漁業協同組合が行う事業実施に要する事務費	赤潮の被害が確認された日（6 月 23 日）から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 養殖業者 漁業協同組合	2 分の 1 以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の 30%を超える増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2　漁場環境保全活動支援事業 漁業協同組合又は養殖業者が赤潮発生を抑制するために行う、底質環境改善に資する海底耕耘等の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者 漁業協同組合	定額（上限 3,000 千円）		無			
		3　生簀深層化対策支援事業 養殖業者が赤潮被害発生を抑制するために行う、飼育環境改善に資する生簀深層化の実施に要する経費	赤潮の被害が確認された日（6 月 23 日）から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 熊本県海水養殖漁業協同組合 【事業主体】 養殖業者	2 分の 1 以内		有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）			

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
水産振興課	18　水産業共同利用施設災害復旧事業	1　災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）第３条の規定に基づく共同利用施設に係る災害復旧事業に要する経費	令和８年７月28日から事業完了の日又は令和９年３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 漁業協同組合	1　告示地域 採択限度額13万円以上 ・40万円以下 対象経費の10分の４以内 ・40万円超 対象経費の10分の９以内 2　その他地域 採択限度額40万円以上 ・40万円以下 対象経費の10分の３以内 ・40万円超 対象経費の10分の５以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業の計画内容の変更 3　施行箇所ごとの工事費の30%に相当する額を超える増減 4　施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の減額	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　浜の活力再生・成長促進交付金 令和８年熊本地震で被災した水産業共同利用施設のうち、浜の活力再生プランを推進するために必要な水産業共同利用施設の復旧に要する経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合	1　事業主体が市町村の場合 対象経費の10分の６以内 2　事業主体が漁業協同組合の場合 対象経費の４分の３以内	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金額の増又は30%を超える減		否		
		3　漁業用機器設備復旧支援事業 (1) 点検計画の策定 令和８年熊本地震で被災したノリ乾燥機について、計画的・効率的に点検・整備するための計画の策定に要する経費 (2) ノリ乾燥機の点検・整備 1で策定した計画に基づき実施されるノリ乾燥機の点検・整備に係る掛増し経費		熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策協議会	対象経費の10分の７以内	補助金額の増又は30%を超える減				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額				計画変更　申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象施設		本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	1　水産物供給基盤機能保全事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第２－１－（２）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内（国庫補助100分の80を含む）	（１）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ　工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （２）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　手戻工事に伴うもの ロ　施行位置又は計画法線を変更するもの ハ　標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ　実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （３）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						係留施設		100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）					
						輸送施設（道路及び橋に限る）又は公共施設用地（護岸・人工地盤及び用地舗装に限る）		100分の55以内（国庫補助100分の55を含む）					
					漁場施設	増殖場 養殖場	100分の50以上（国庫補助100分の50を含む）	同　左					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額				計画変更　申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象施設		本　　土	離　　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	2　水産生産基盤整備事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第２－２－（２）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内（国庫補助100分の80を含む）	（１）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ　工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （２）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　手戻工事に伴うもの ロ　施行位置又は計画法線を変更するもの ハ　標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ　実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （３）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						係留施設		100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）					
						輸送施設又は公共施設用地		100分の55以内（国庫補助100分の55を含む）					
					漁場施設	魚礁施設・養殖場（特定以外の事業）	60分の50以上（国庫補助60分の30を含む）	同　　左					
						増殖場（特定以外の事業）	100分の60以上（国庫補助100分の50を含む）	同　　左					
						保全（公害防止・環境保全）	100分の50以上（国庫補助100分の50を含む）	同　　左					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象施設	本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	3　漁村再生交付金事業	農山漁村地域整備交付金交付要領（平成22年4月1日21水港第2724号農林水産事務次官依命通知）第２の１に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	－	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）	事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］12月31日 ［実績報告］事業完了時	［中間報告］1月20日 ［実績報告］事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象施設	本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	4　漁港漁場施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条の規定に基づき、国がその事業費の一部を負担する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担施行令（昭和26年政令第107号）第1条第9号の、漁港又は漁港区域内における同条第2号の海岸の災害復旧事業に関連する事業であって、農林水産大臣が認めた事業、又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条の規定に基づく災害関連事業であって、農林水産大臣が認めた事業、又は水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（平成7年2月24日付け7水港第567号農林水産事務次官依命通知）第2条から第4条の規定に基づく事業、又はこの他、特に農林水産大臣が認めた漁港関係災害関連事業	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	－	別に国が定める率（国庫補助のみ）	同　左	漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和40年水港第4176号）第9条第2項（5）に該当するもの 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年8月9日農林省令第94号）第2条の規定に該当するもの	無	否	［実績報告］事業完了時	［実績報告］事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	5　水産基盤整備交付金事業	水産基盤整備交付金事業実施要領に規定する事業の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）	定額	1　事業内容の主要な部分の変更 2　補助金の額の増減	無	否	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額				計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象施設		本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	6　漁港機能増進事業	漁港機能増進事業実施要領（平成29年3月31日28水港第3288号農林水産事務次官依命通知）第２に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内（国庫補助100分の80を含む）	（1）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （2）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （3）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						係留施設		100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）					
						輸送施設又は公共施設用地		100分の55以内（国庫補助100分の55を含む）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象事業	本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	7　水産基盤整備調査事業	水産基盤整備調査事業補助金交付要綱（平成13年4月13日12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）第２に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	水産基盤整備調査事業	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	同　左	（1）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　費目（自然条件調査費、社会条件調査費、経済条件調査費、環境影響評価調査費、計画設調査費等）の新設又は廃止によるもの ロ　費目ごとに経費の額の増加を伴うもので、その増加額が当該経費の額の100分の20を超えるもの （2）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額				計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象事業		本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	8　漁港施設機能強化事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第２－１－（２）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内（国庫補助100分の80を含む）	（１）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ　工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （２）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ　手戻工事に伴うもの ロ　施行位置又は計画法線を変更するもの ハ　標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ　実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （３）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						係留施設		100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）					
						輸送施設又は公共施設用地		100分の55以内（国庫補助100分の55を含む）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率又は補助金額				計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
					対象事業		本　土	離　島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	9　港整備交付金事業	地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和3年4月1日付け2水港第2703号農林水産事務次官、国港総第730号国土交通事務次官依命通知）第２－１に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内（国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内（国庫補助100分の80を含む）	（１）補助事業等の内容の変更で、次に掲げるいずれかに該当しないもの イ　事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 ロ　交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更	無	否	［中間報告］ 6月30日 9月30日 12月31日 ［実績報告］ 事業完了時	［中間報告］ 7月20日 10月20日 1月20日 ［実績報告］ 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						係留施設		100分の60以内（国庫補助100分の60を含む）					
						輸送施設又は公共施設用地		100分の55以内（国庫補助100分の55を含む）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	10　海業取組促進事業	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和７年３月31日付６水港第2287号）第４の１１の（２）に規定する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業協同組合等が組織する団体（漁業協同組合、市町村等が合同で構成する法人でない団体であって団体者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているもの）	定額	事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日